

東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成 21 年 10 月 14 日

（目的）

第 1 条 東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 東京都知事又はその指名する者
 - ② 東京都中央区長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長
 - ② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長
 - ③ 東京ハイタク協議会 会長
- (4) 労働組合等
 - ① 東京ハイタク労働団体を代表する者
 - ② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者
 - ③ 自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① 工藤芳郎 (一般社団法人くらしのリサーチセンター)
 - ② 下谷内富士子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者
 - ① 太田和博 (専修大学商学部教授)
 - ② 戸崎肇 (早稲田大学 商学学院教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者
 - ① 警視庁 交通部 交通規制課長
 - ② 東京労働局 労働基準部 監督課長
 - ③ 丁野朗 (公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
 - ④ 天野真志 (読売新聞東京本社論説委員)
 - ⑤ 保坂健二 (ニッポン放送編成局編成部副部長)
 - ⑥ 佐藤良一 (株式会社日立製作所涉外本部渉外部部長)
 - ⑦ 公益財団法人東京タクシーセンター 専務理事

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計17個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成 21 年 11 月 4 日

（目的）

第 1 条 東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 東京都知事又はその指名する者
 - ② 立川市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長
 - ② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - ① 東京ハイタク労働団体を代表する者
 - ② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者
 - ③ 自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① 工藤芳郎(一般社団法人くらしのリサーチセンター)
 - ② 下谷内富士子(公益社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者
 - ① 太田和博(専修大学商学部教授)
 - ② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者
 - ① 警視庁 交通部 交通規制課長
 - ② 東京労働局 労働基準部 監督課長
 - ③ 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
 - ④ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
 - ⑤ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
 - ⑥ 佐藤良一(株式会社日立製作所涉外本部渉外部部長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表する。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成 21 年 11 月 4 日

（目的）

第 1 条 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 東京都知事又はその指名する者
 - ② 八王子市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長
 - ② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - ① 東京ハイタク労働団体を代表する者
 - ② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者
 - ③ 自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① 工藤芳郎 (一般社団法人くらしのリサーチセンター)
 - ② 下谷内富士子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者
 - ① 太田和博 (専修大学商学部教授)
 - ② 戸崎肇 (早稲田大学商学学術院教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者
 - ① 警視庁 交通部 交通規制課長
 - ② 東京労働局 労働基準部 監督課長
 - ③ 丁野朗 (公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
 - ④ 天野真志 (読売新聞東京本社論説委員)
 - ⑤ 保坂健二 (ニッポン放送編成局編成部副部長)
 - ⑥ 佐藤良一 (株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表する。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成 21 年 11 月 4 日

（目的）

第 1 条 東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 東京都知事又はその指名する者
 - ② 青梅市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長
 - ② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等
 - ① 東京ハイタク労働団体を代表する者
 - ② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者
 - ③ 自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① 工藤芳郎(一般社団法人くらしのリサーチセンター)
 - ② 下谷内富士子(公益社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者
 - ① 太田和博(専修大学商学部教授)
 - ② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者
 - ① 警視庁 交通部 交通規制課長
 - ② 東京労働局 労働基準部 監督課長
 - ③ 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)
 - ④ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)
 - ⑤ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)
 - ⑥ 佐藤良一(株式会社日立製作所涉外本部渉外部部長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表する。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。
- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

タクシー事業の適正化と活性化に係る 再指定後1年間の取組みの状況(進捗)

I. タクシー事業の現状

1. 特定地域における特定事業計画の認定申請状況等について(平成25年11月21日現在)

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー									個人タクシー		
		事業者数 (H25.10末)	申請				認定				事業者数 (H25.10末)	申請者数 (H25.10末)	認定 事業者数 (H25.10末)
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
特別区・武三交通圏	H21.12.18	349	339	273	1,697	2,652	339	273	1,696	2,651	14,778	13,974	13,974
北多摩交通圏	H22.2.24	40	40	35	53	82	40	35	53	82	178	173	173
南多摩交通圏	H22.2.24	25	25	18	12	27	25	18	12	27	284	271	271
西多摩交通圏	H22.2.24	7	7	5	16	2	7	5	16	2			

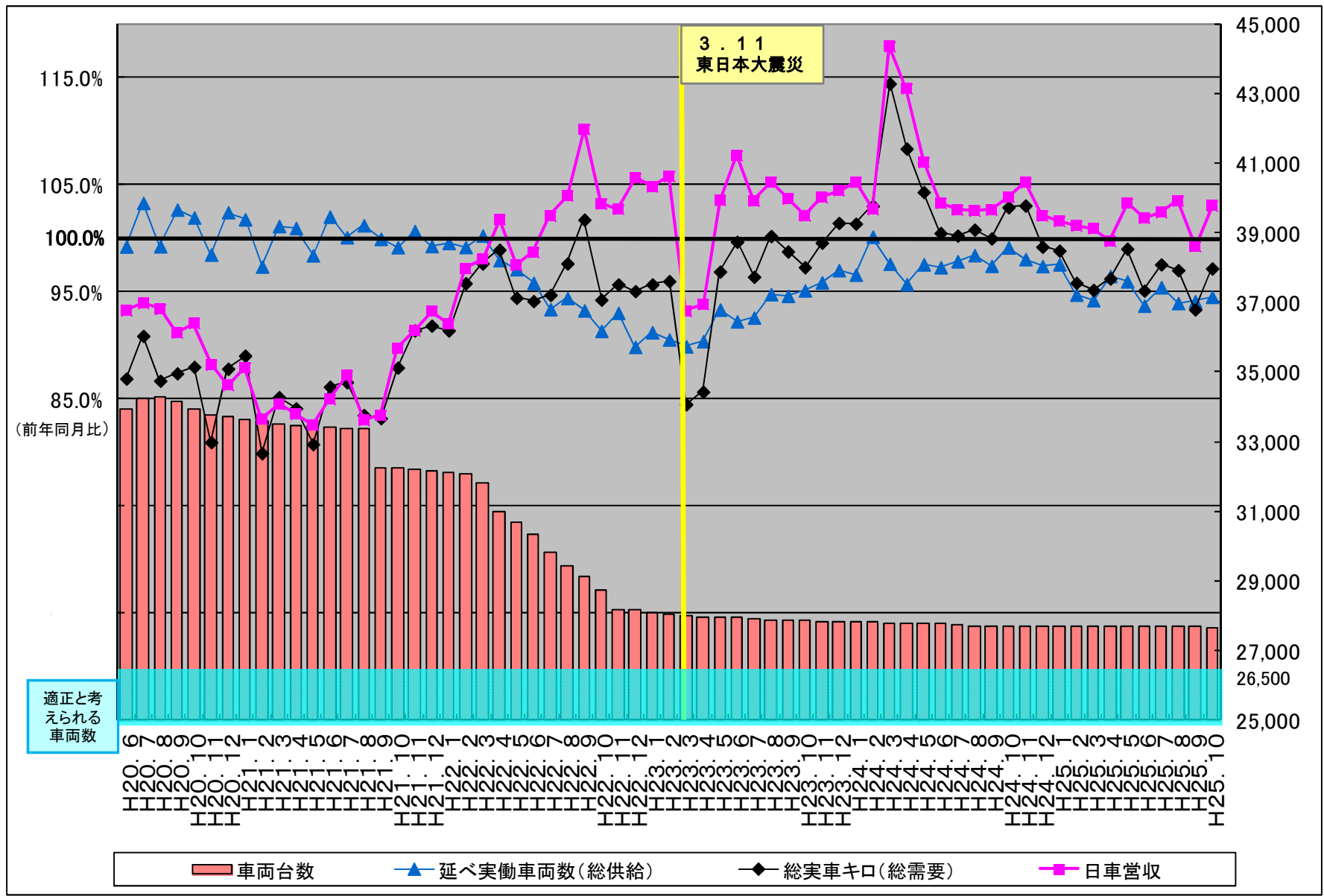
営業区域名	基準車両数 ①	現在車両数 ②	減車率 ②／①	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数 ③	減車率 ③／①	地域計画に示された基準 車両数と適正と考えられる 車両数との乖離	適正車両数		
特別区・武三交通圏	33,943	27,666	18.5%	27,658	18.5%	約20%～30%	23,500	～	26,500
北多摩交通圏	2,015	1,749	13.2%	1,749	13.2%	約13%～23%	1,550	～	1,750
南多摩交通圏	1,345	1,237	8.0%	1,237	8.0%	約7%～18%	1,100	～	1,250
西多摩交通圏	239	209	12.6%	209	12.6%	約16%～25%	180	～	200

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

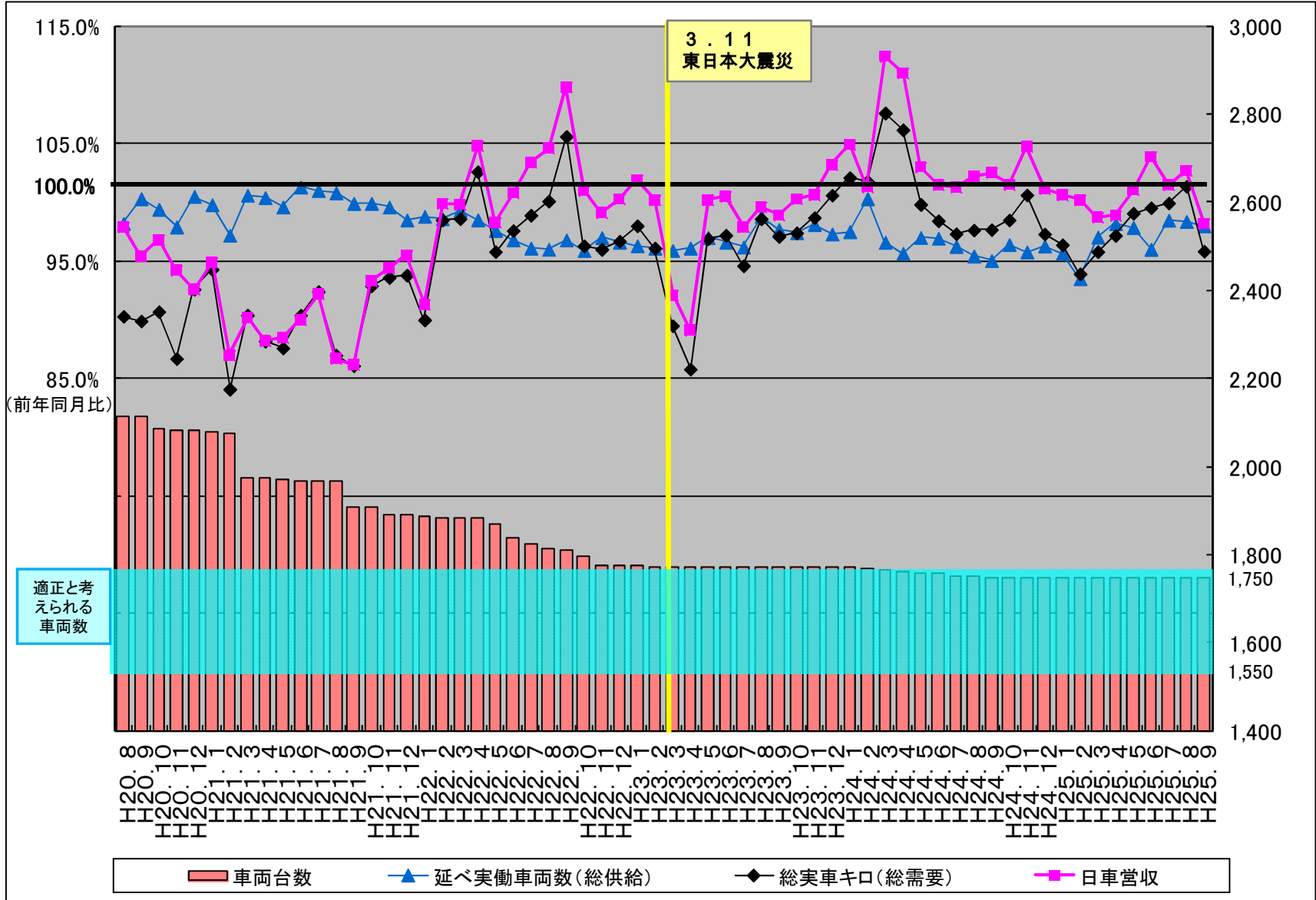
2. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移 (原価計算対象事業者)

①特別区・武三交通圏



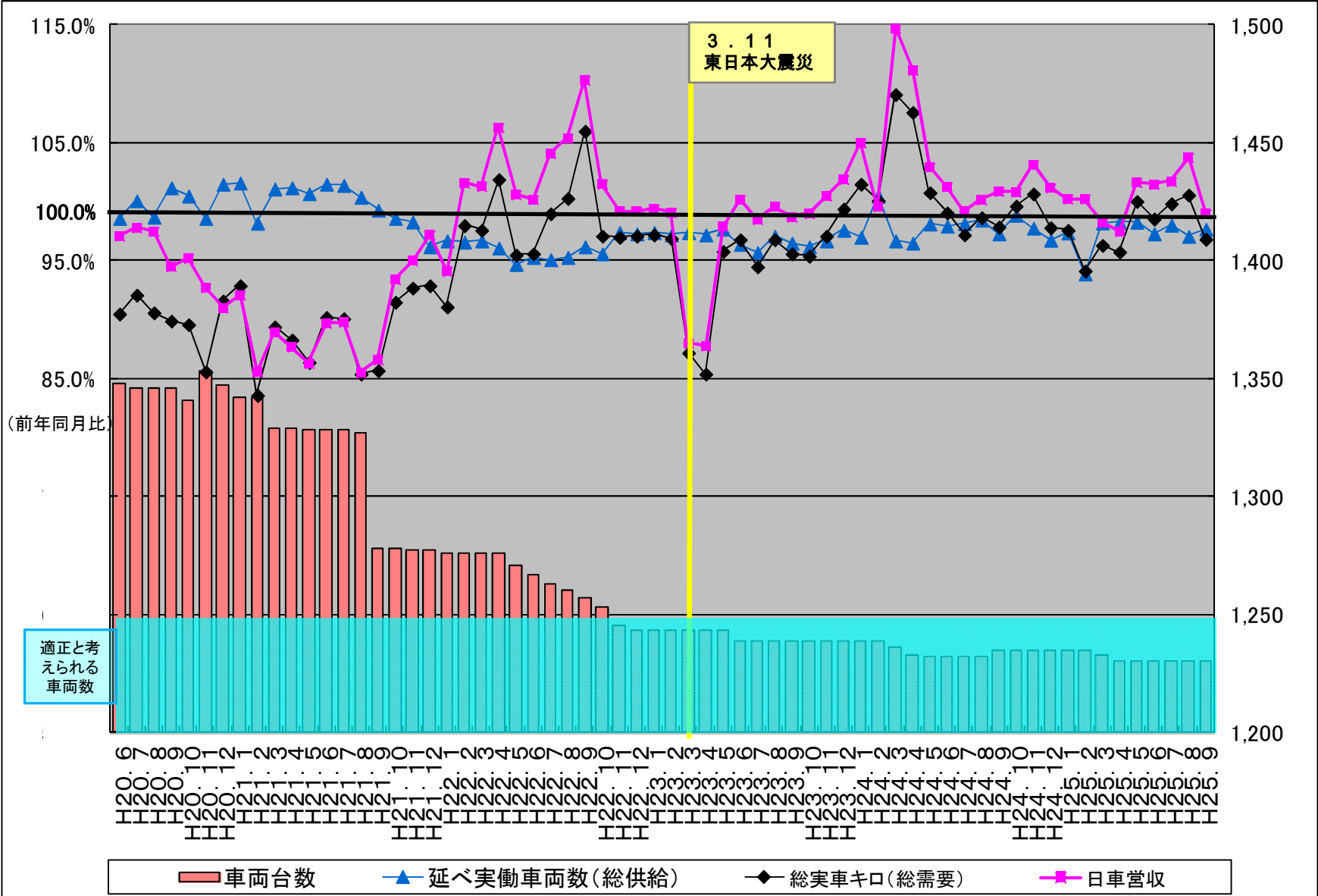
2. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移

②北多摩交通圏



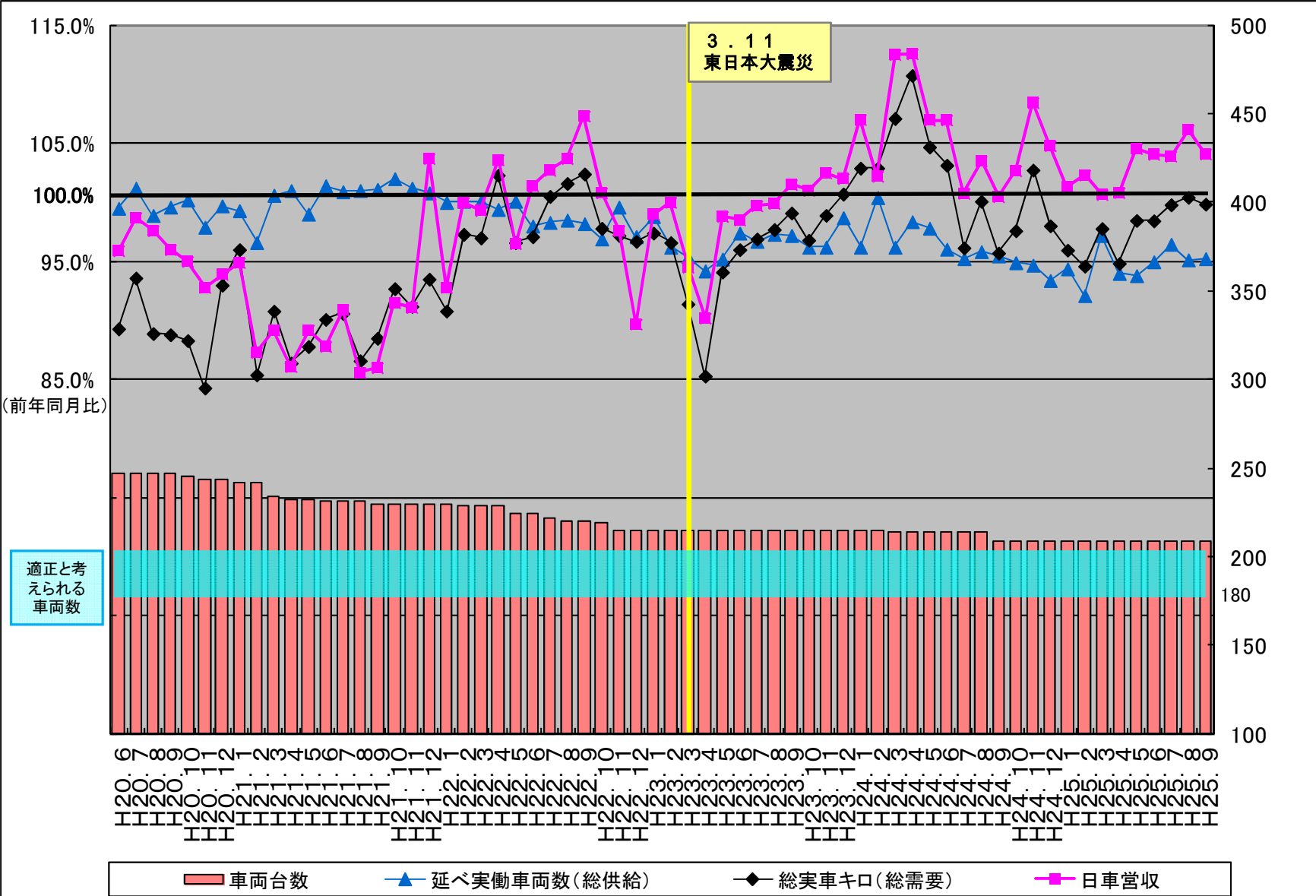
2. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移

③南多摩交通圏

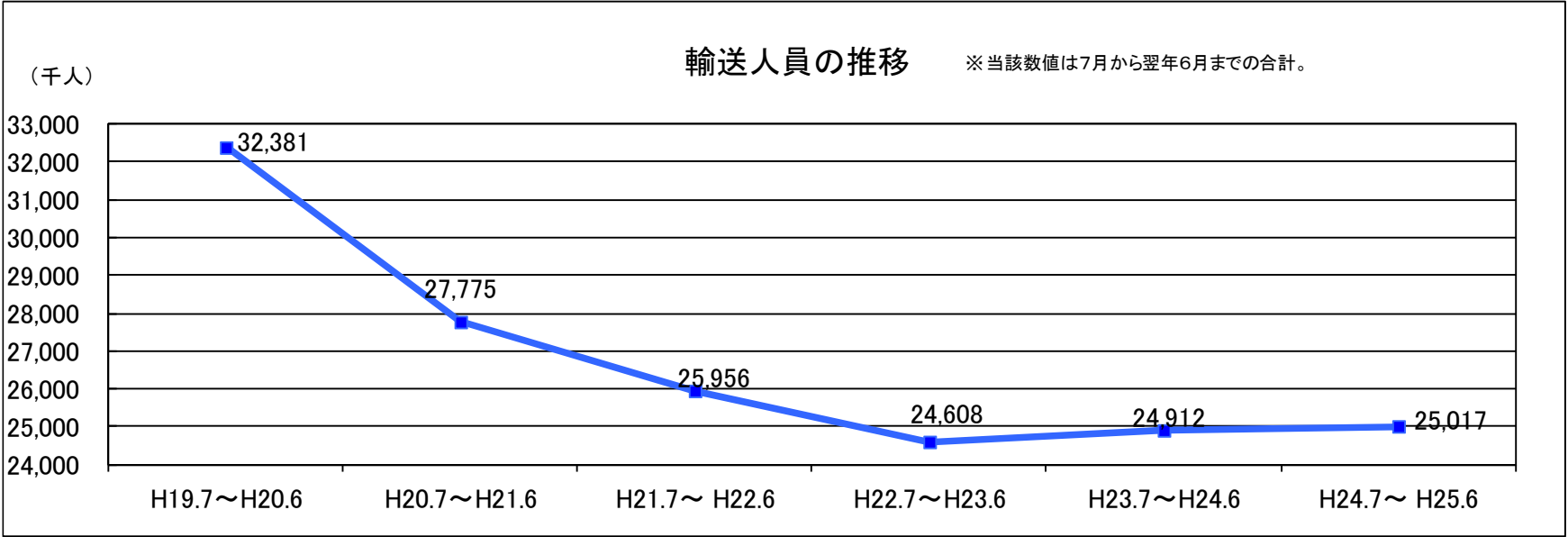


2. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移

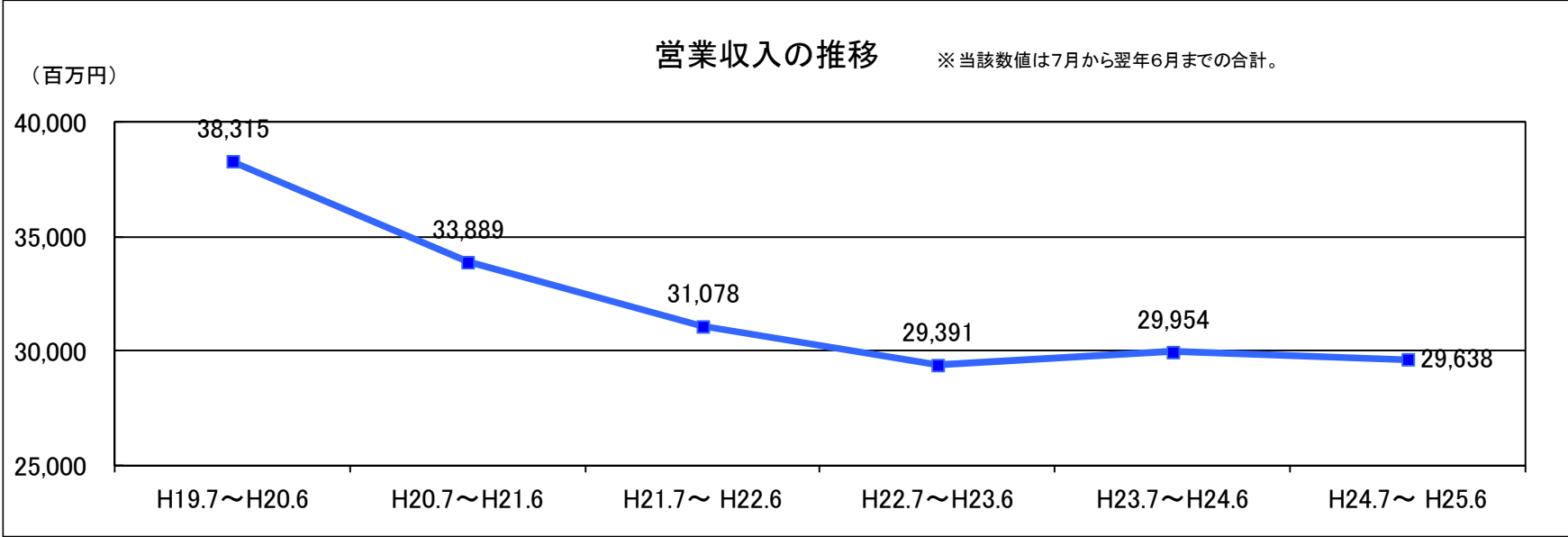
④西多摩交通圏



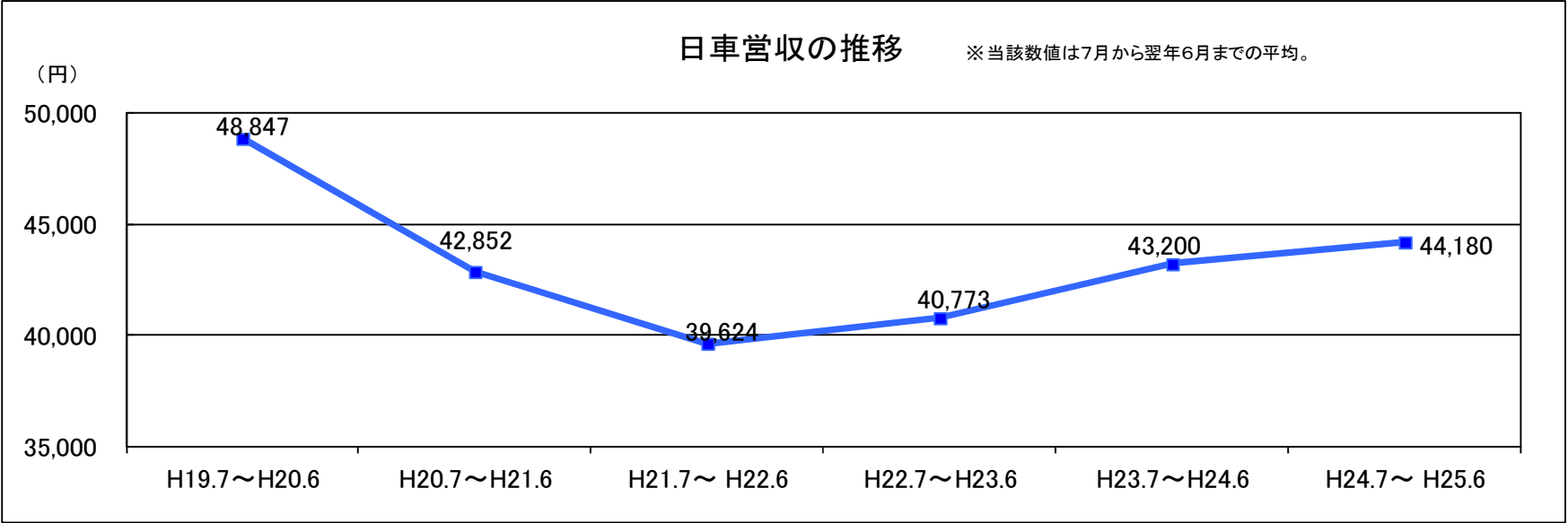
①輸送人員の推移



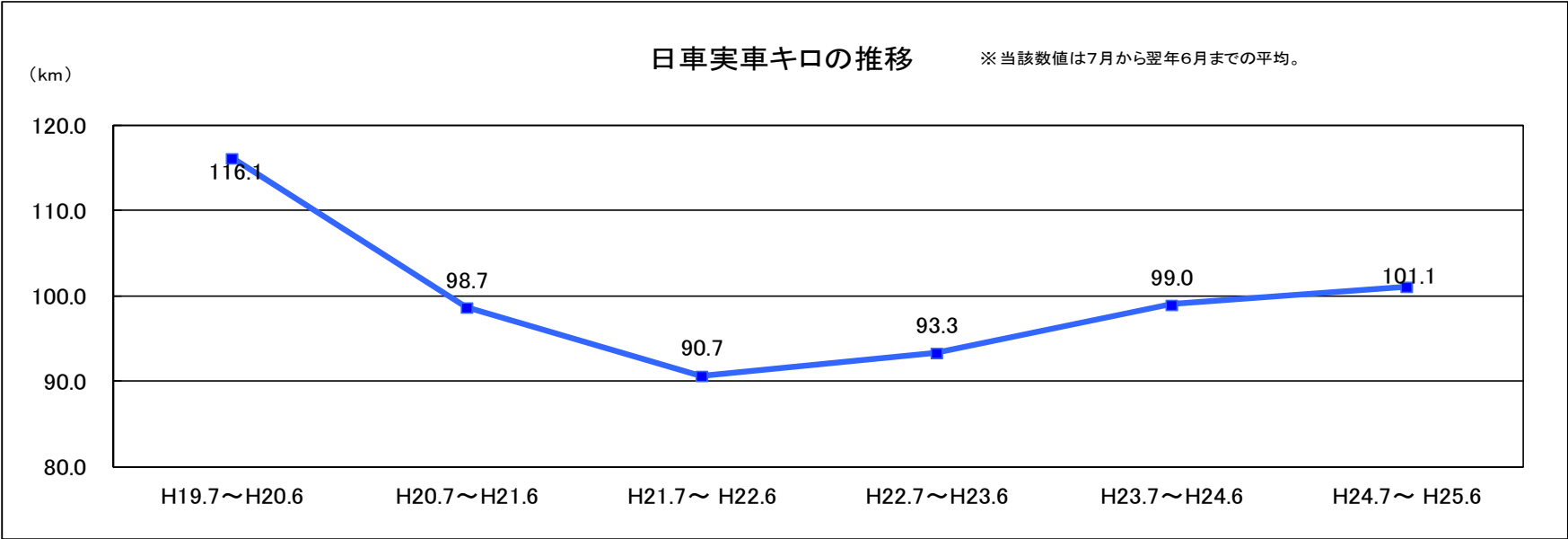
②営業収入の推移



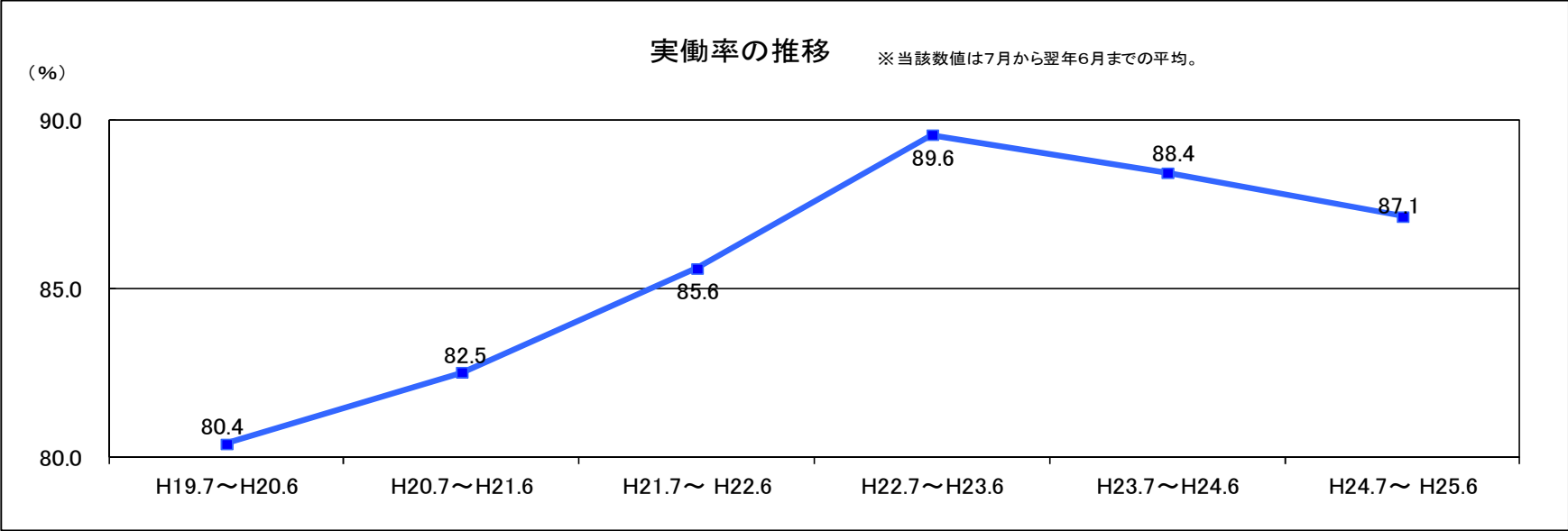
③ 日車營收の推移



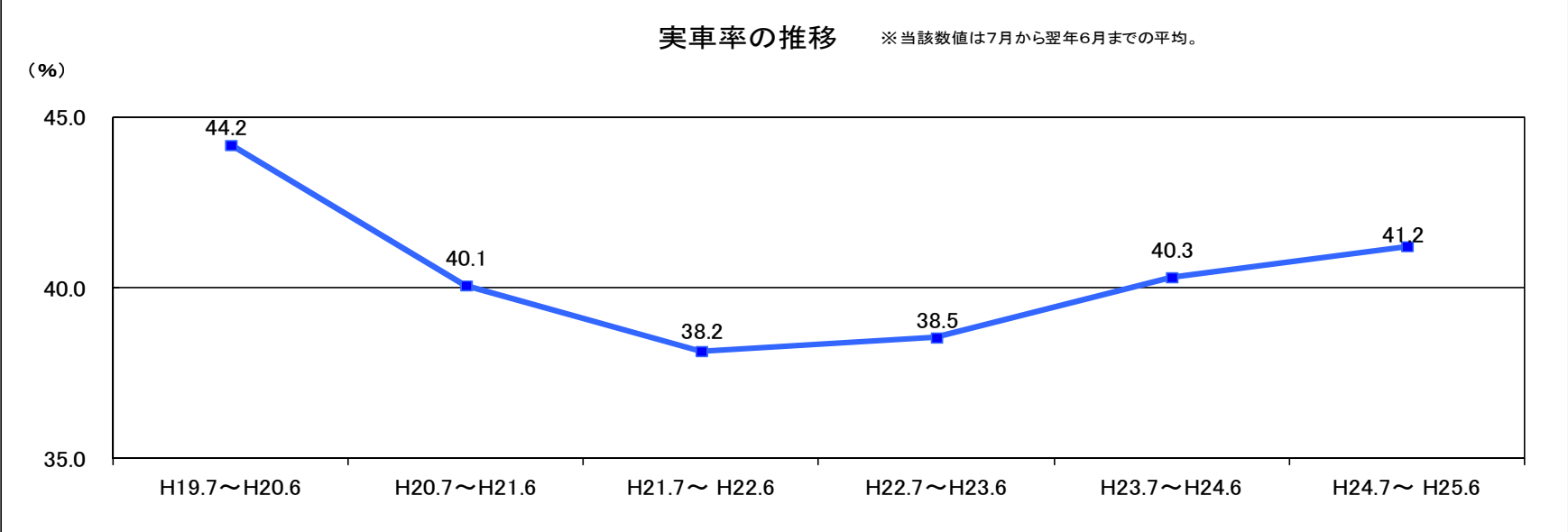
④ 日車実車キロの推移



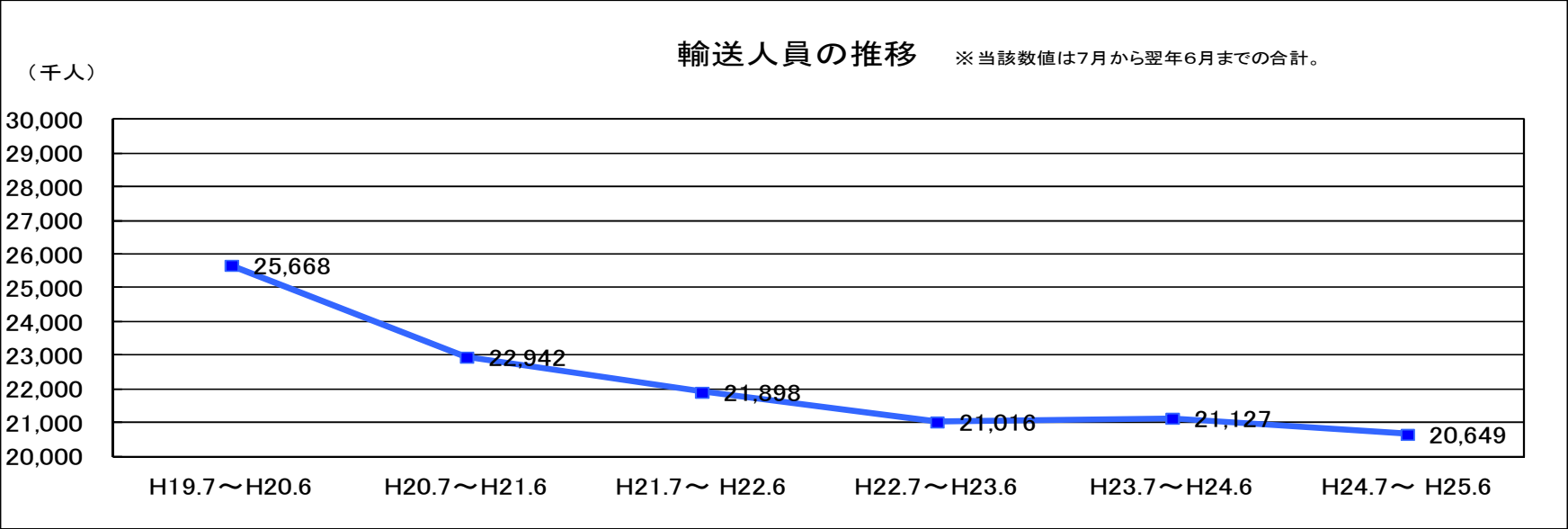
⑤実働率推移



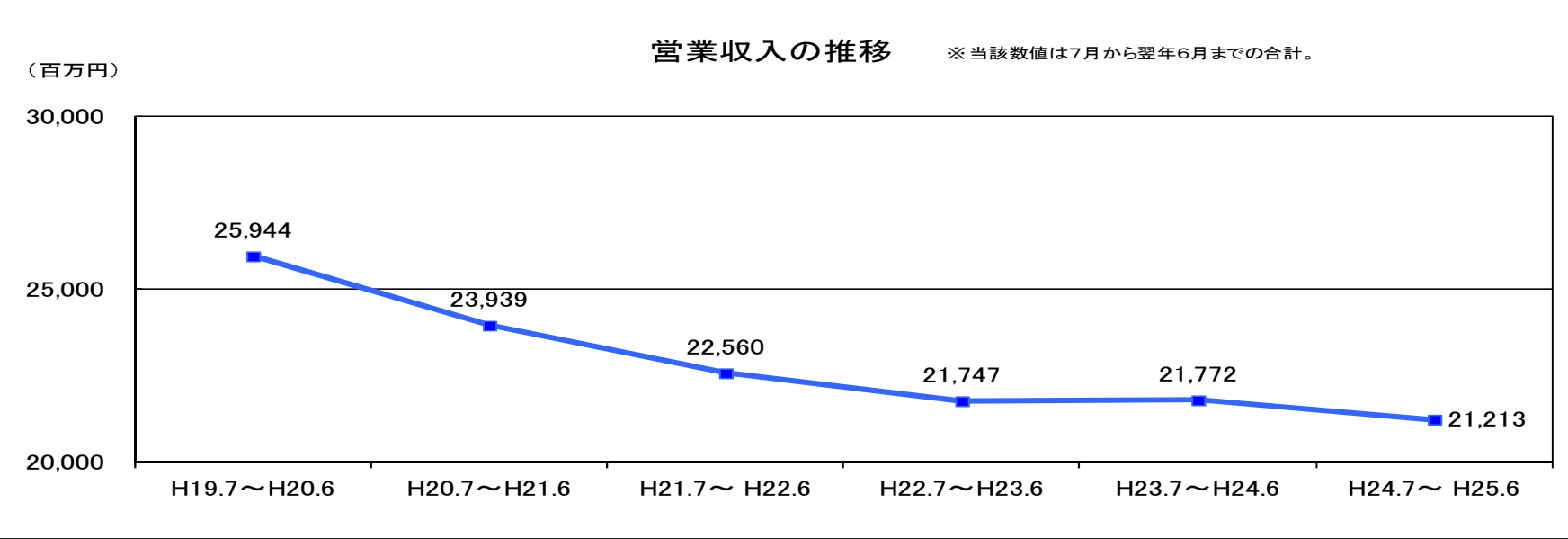
⑥実車率の推移



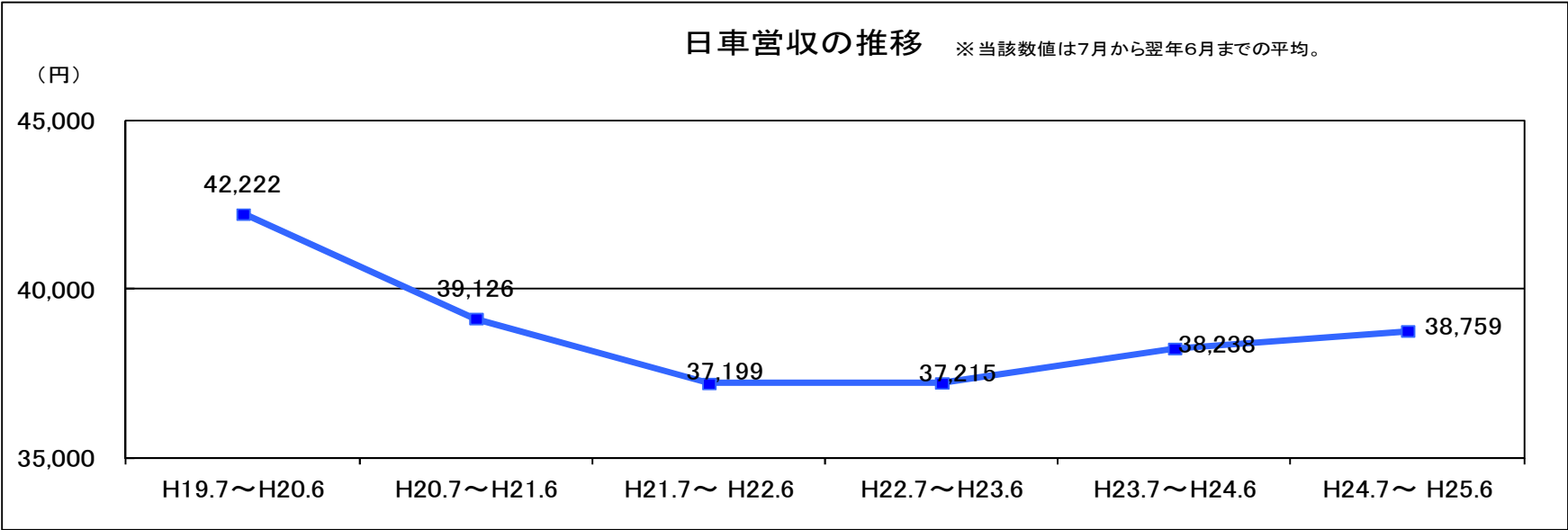
①輸送人員の推移



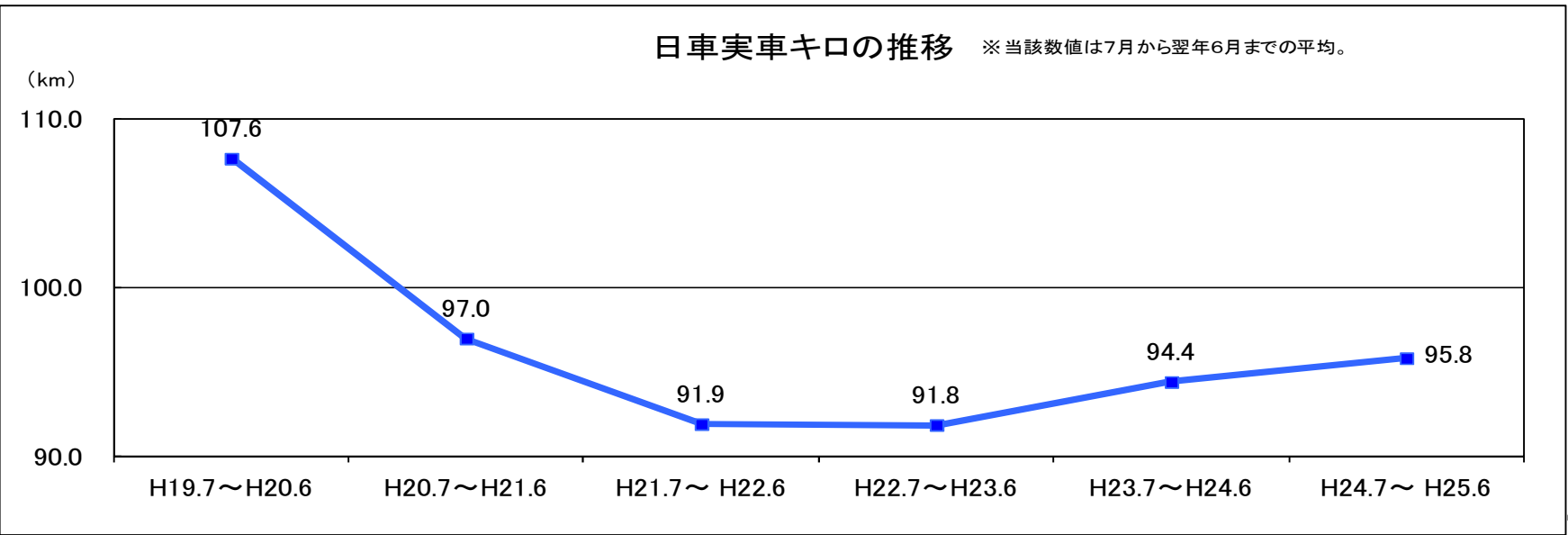
②営業収入の推移



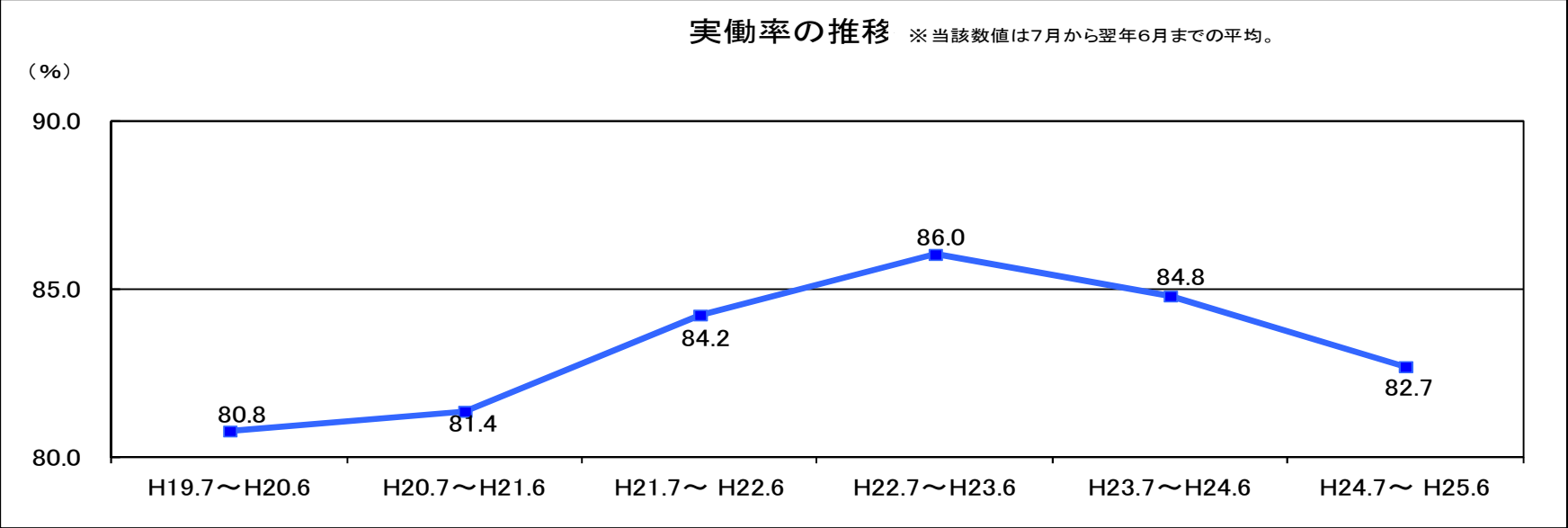
③日車營收の推移



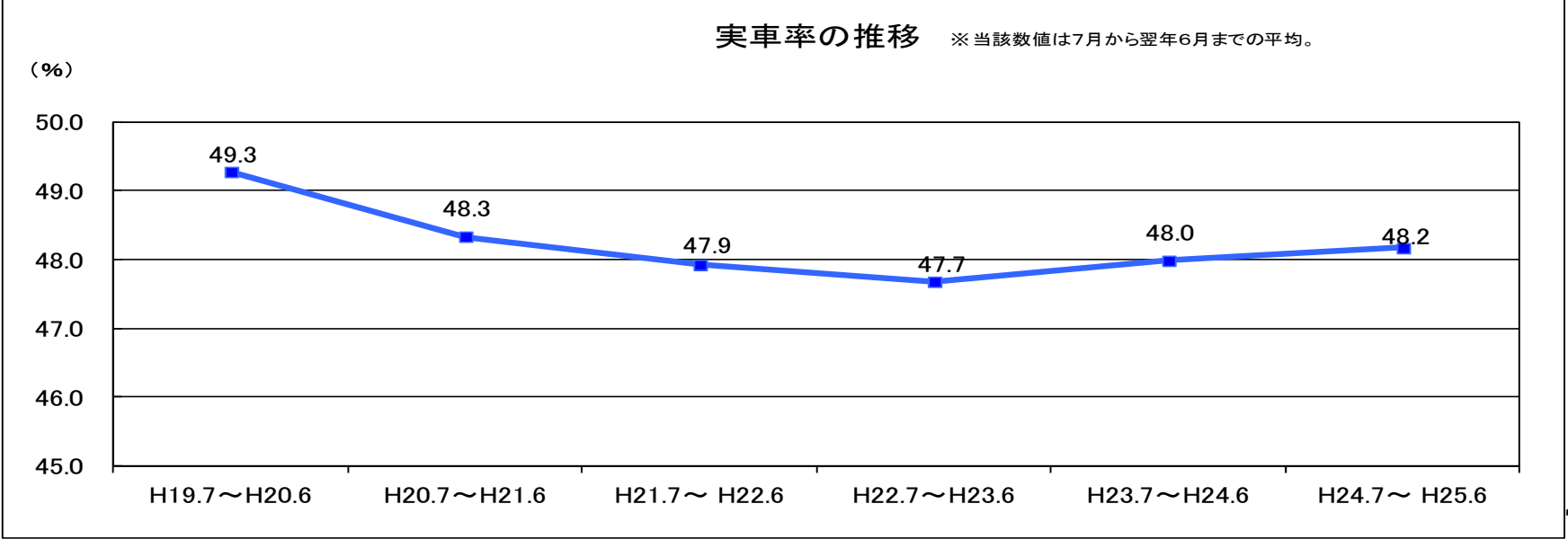
④日車実車キロの推移



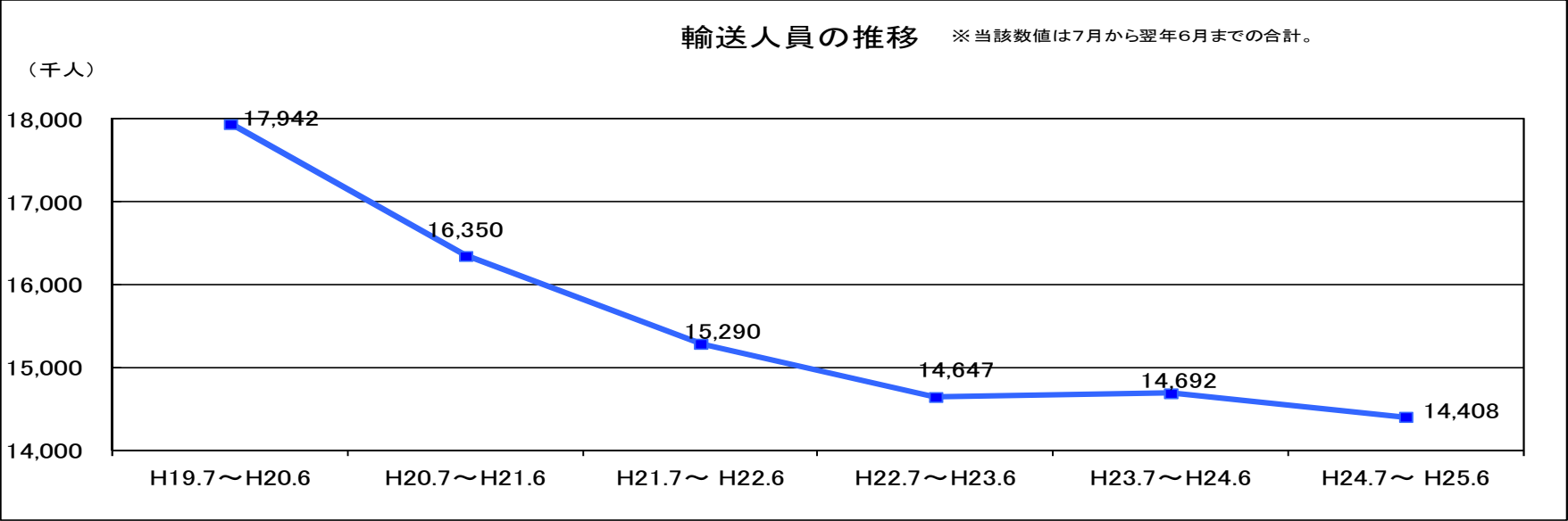
⑤実働率の推移



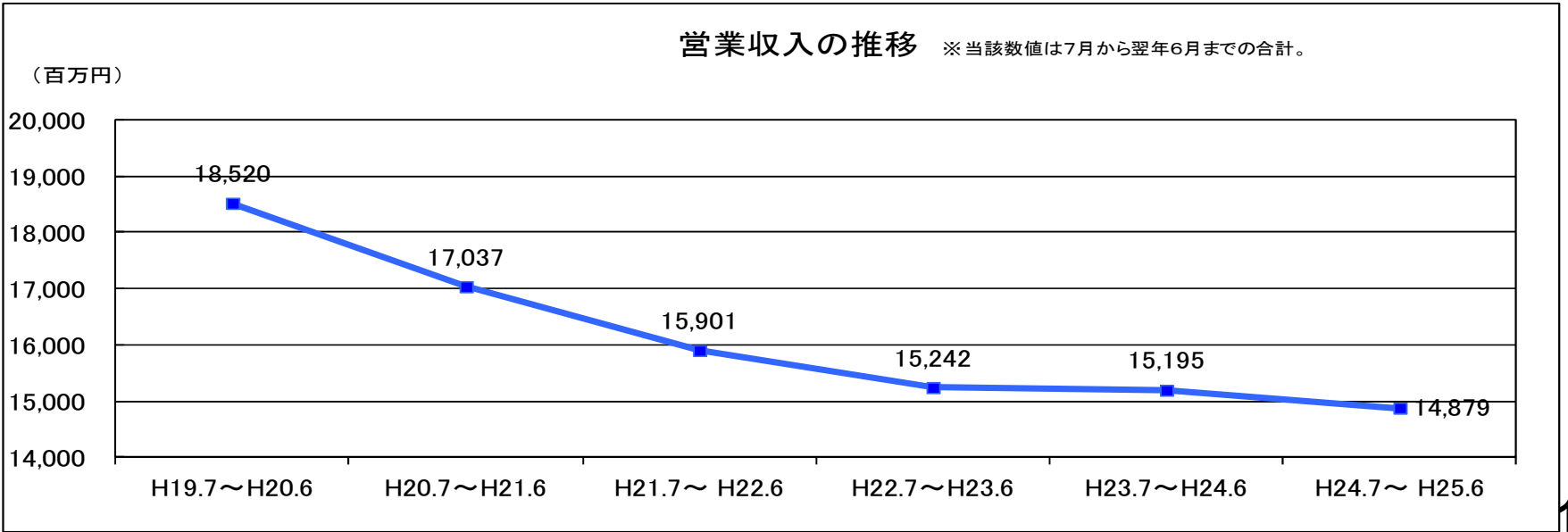
⑥実車率の推移



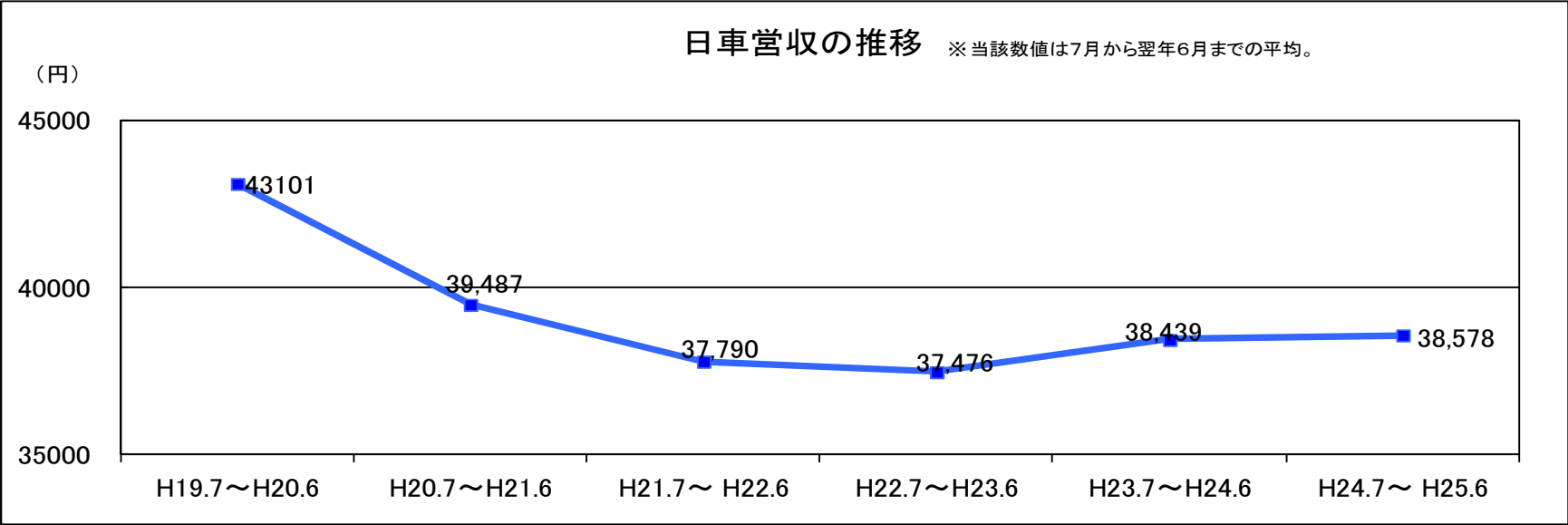
①輸送人員の推移



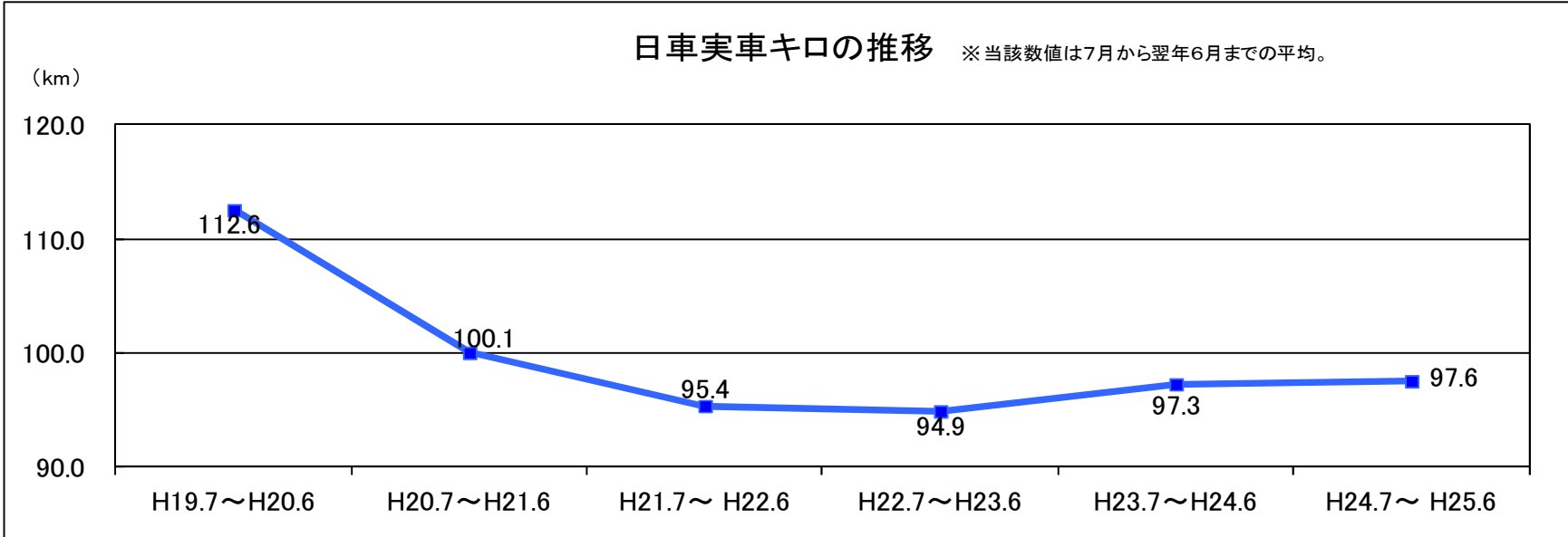
②営業収入の推移



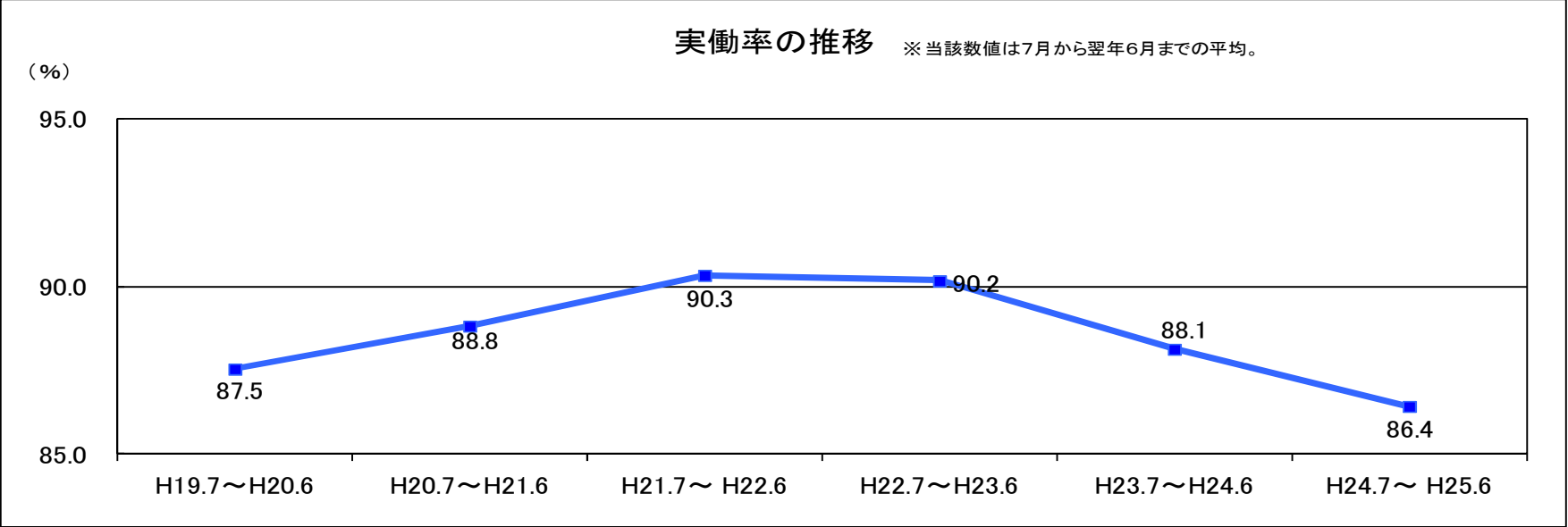
③日車營收の推移



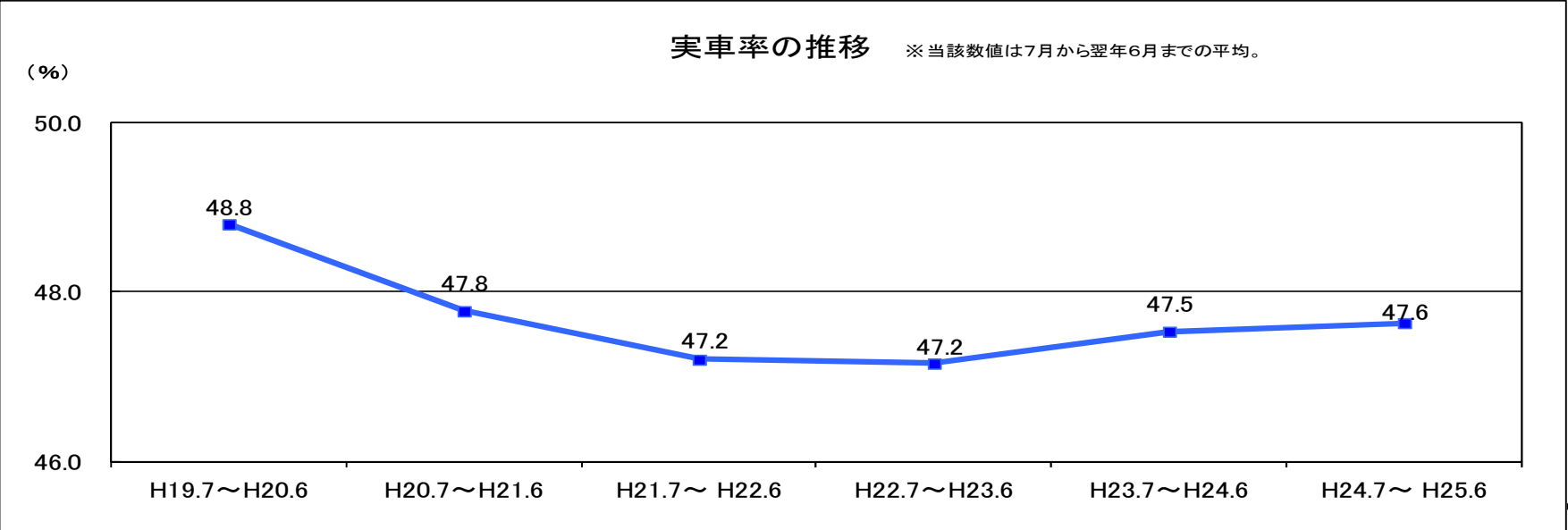
④日車実車キロの推移



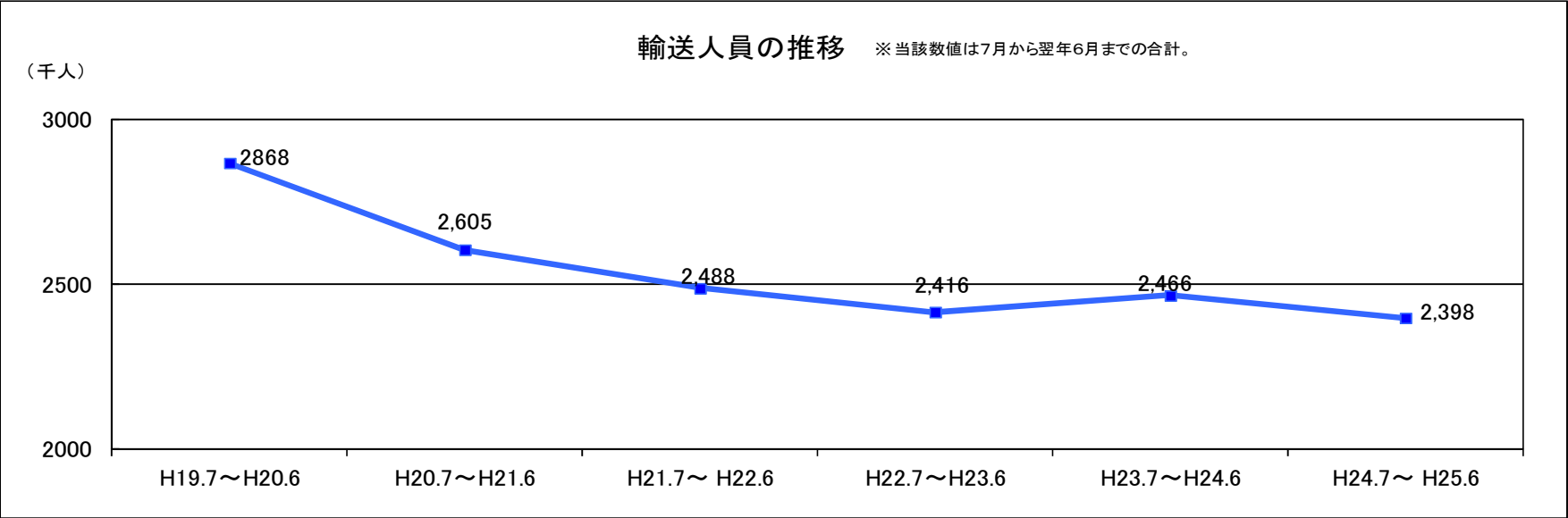
⑤実働率の推移



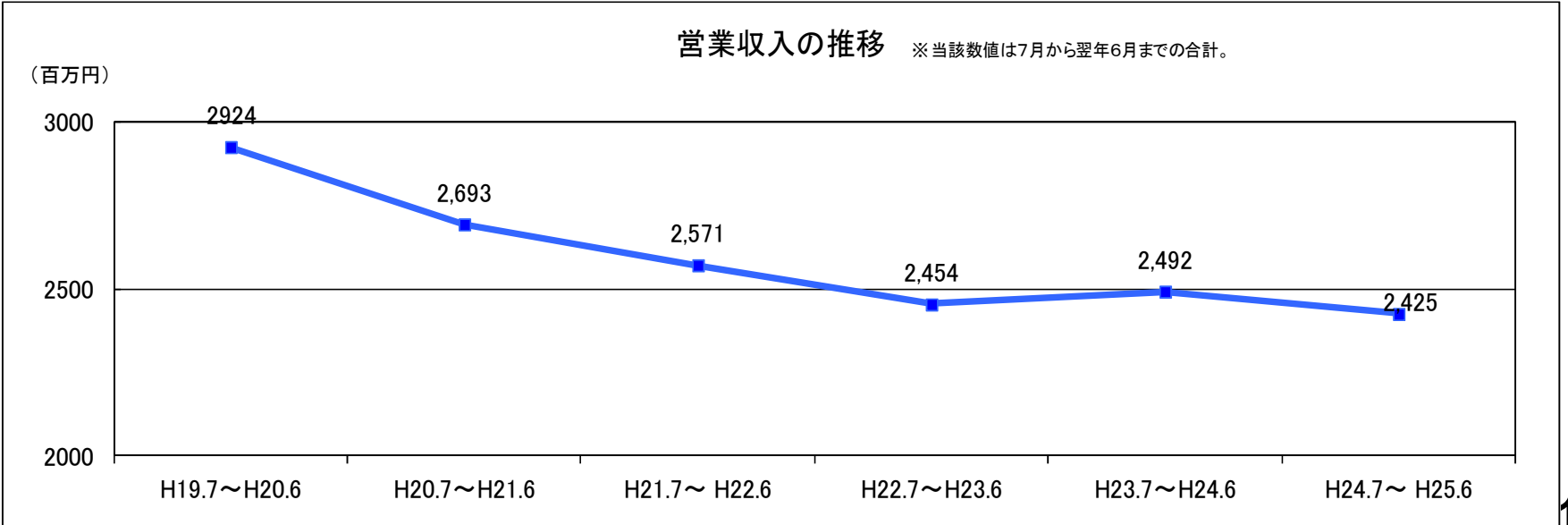
⑥実車率の推移



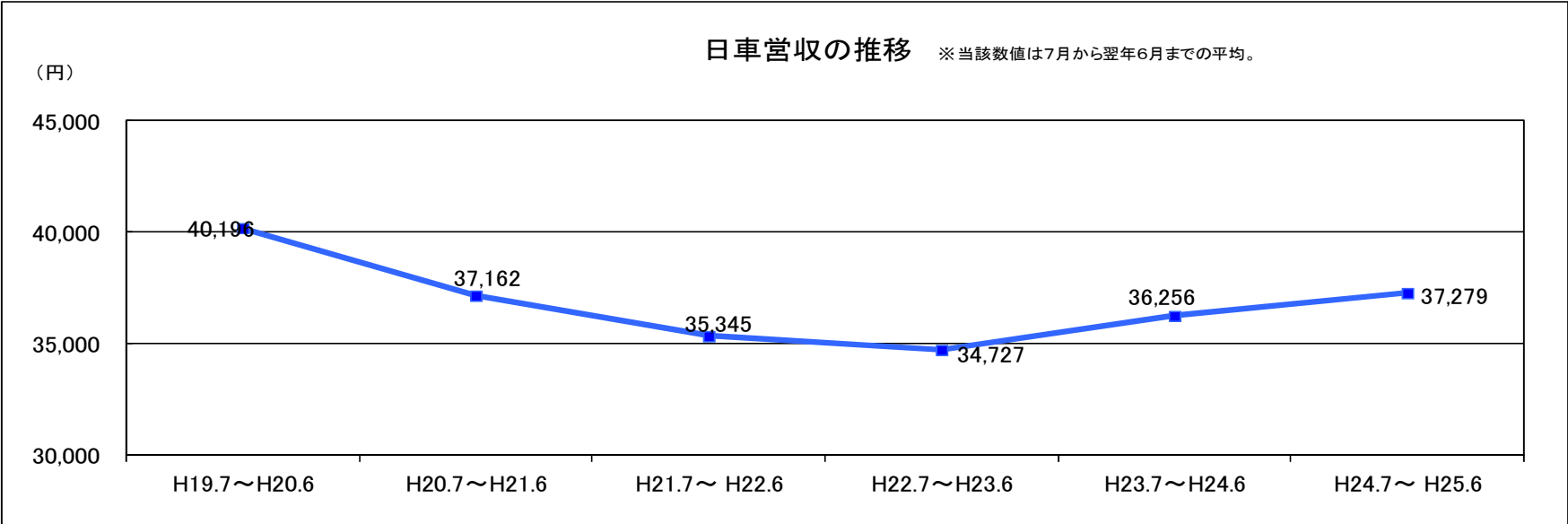
①輸送人員の推移



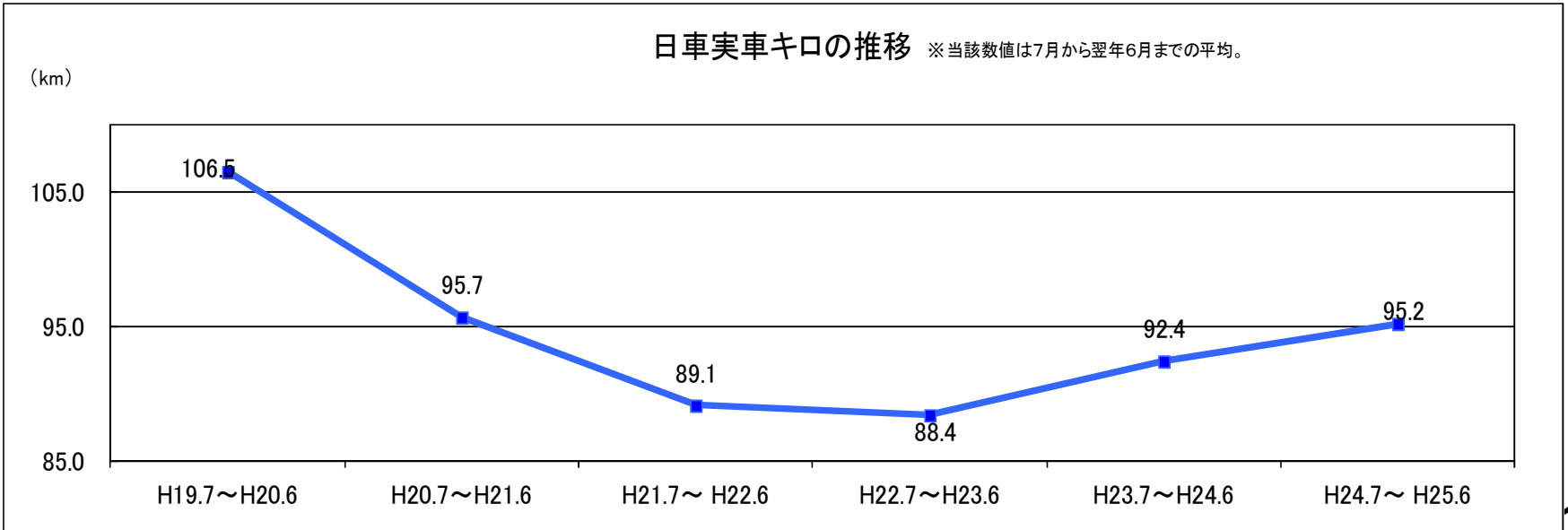
②営業収入の推移



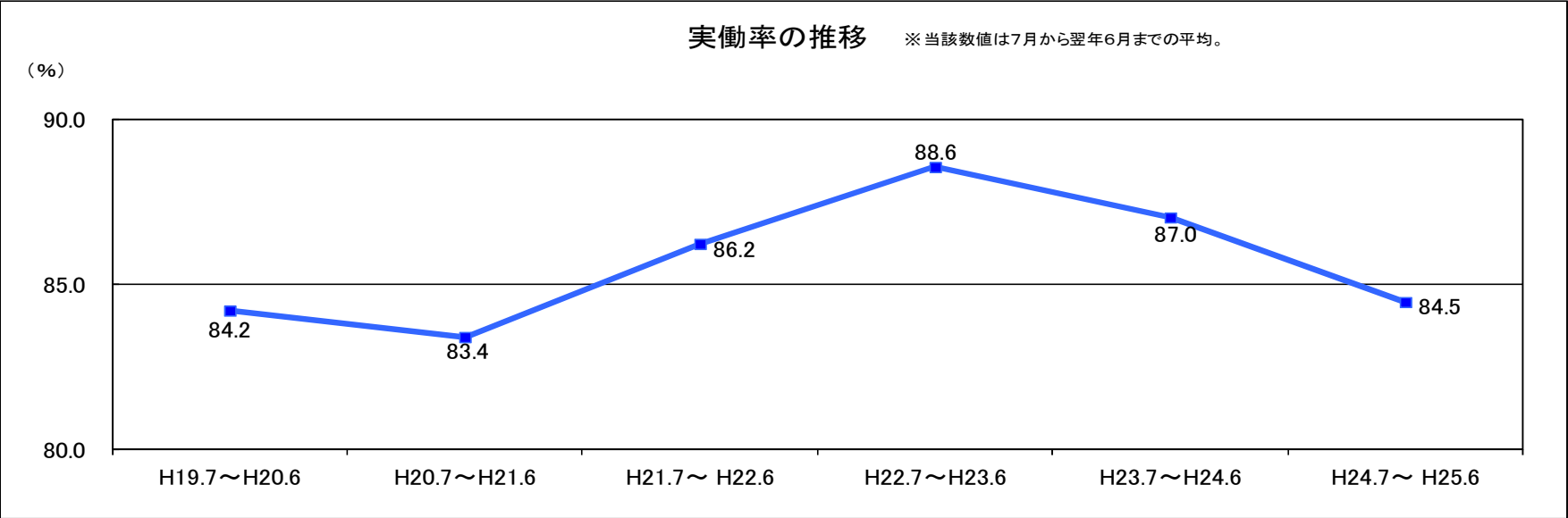
③日車營收の推移



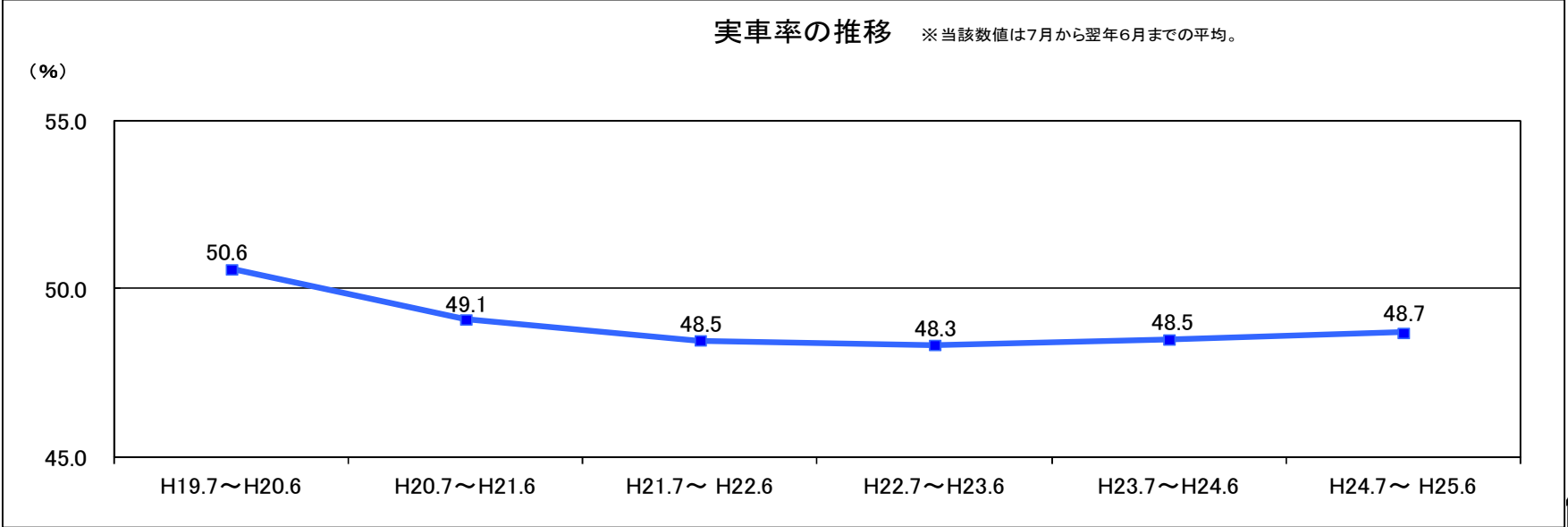
④日車実車キロの推移



⑤実働率の推移

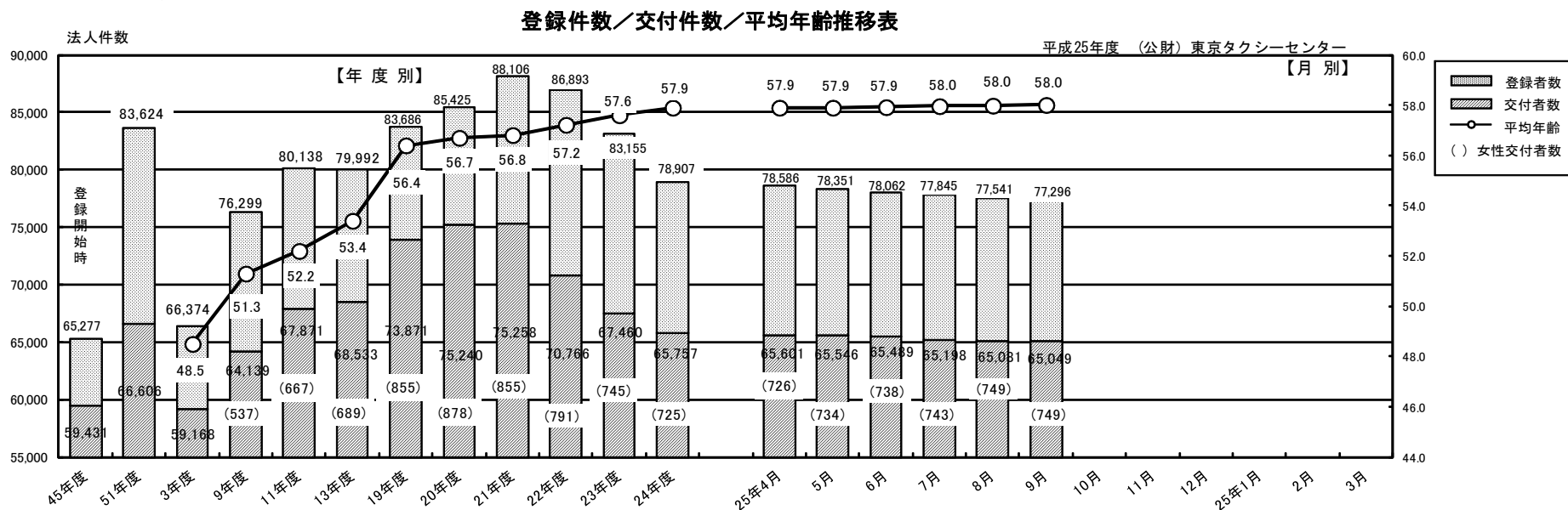


⑥実車率の推移

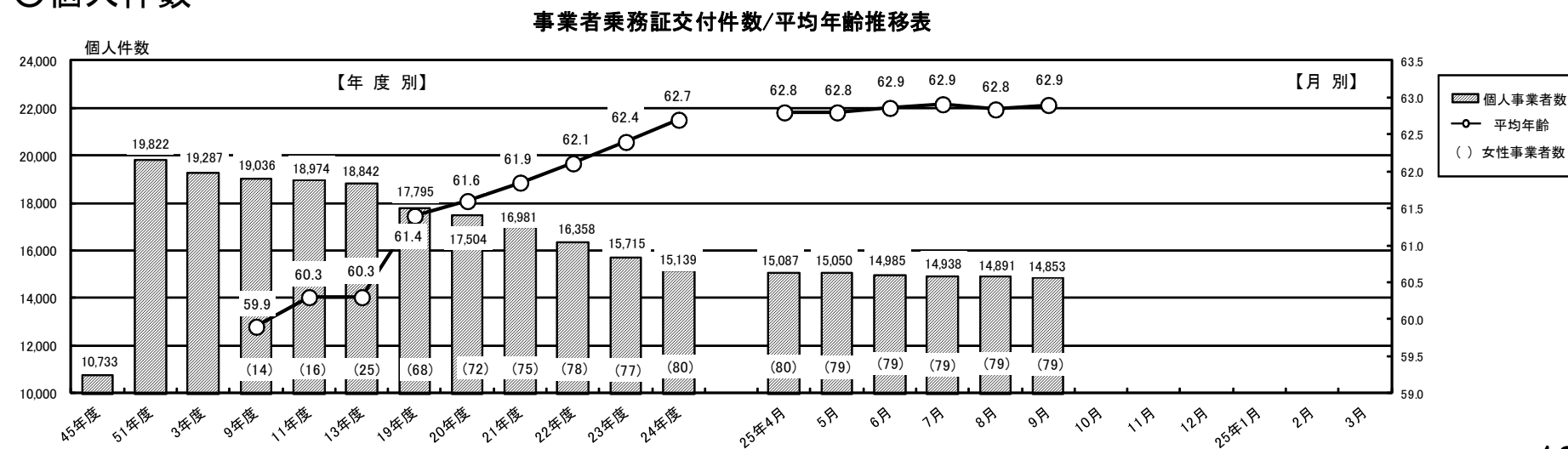


4. タクシー運転者証及び事業者乗務証の交付件数の推移(特別区・武三交通圏)

○法人件数

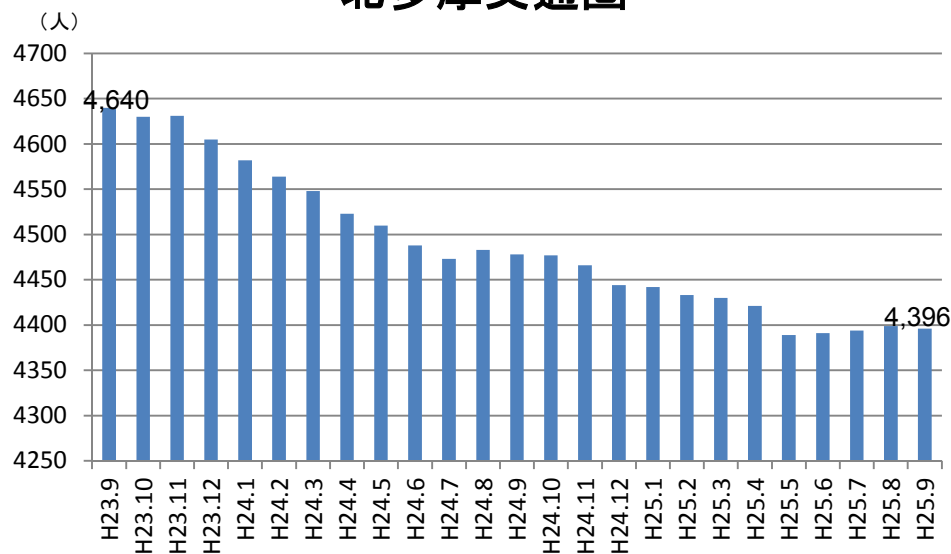


○個人件数

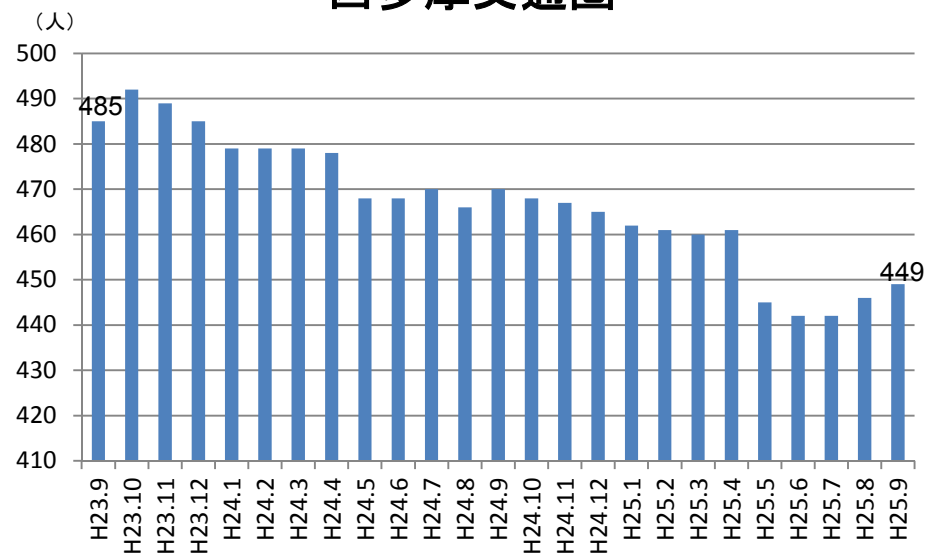


5. タクシー乗務員数の推移(多摩地区3交通圏:法人タクシー)

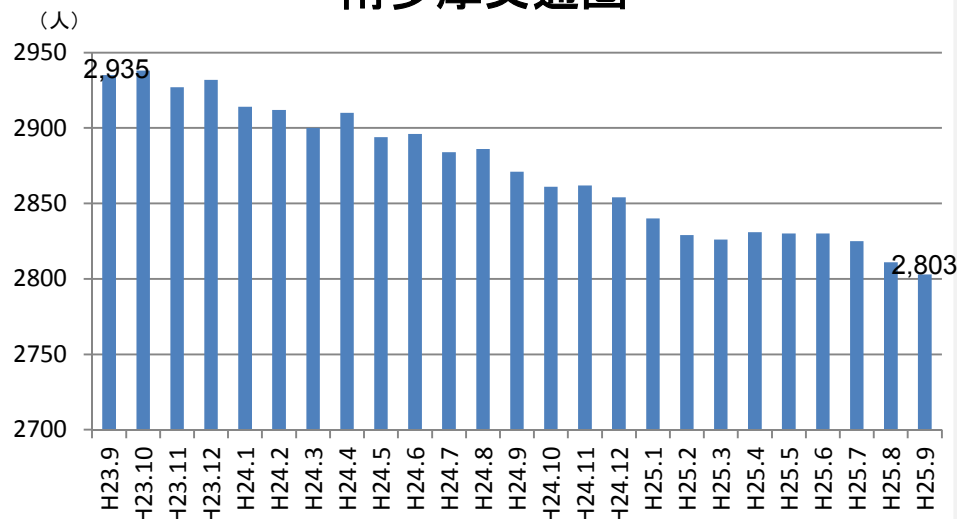
北多摩交通圏



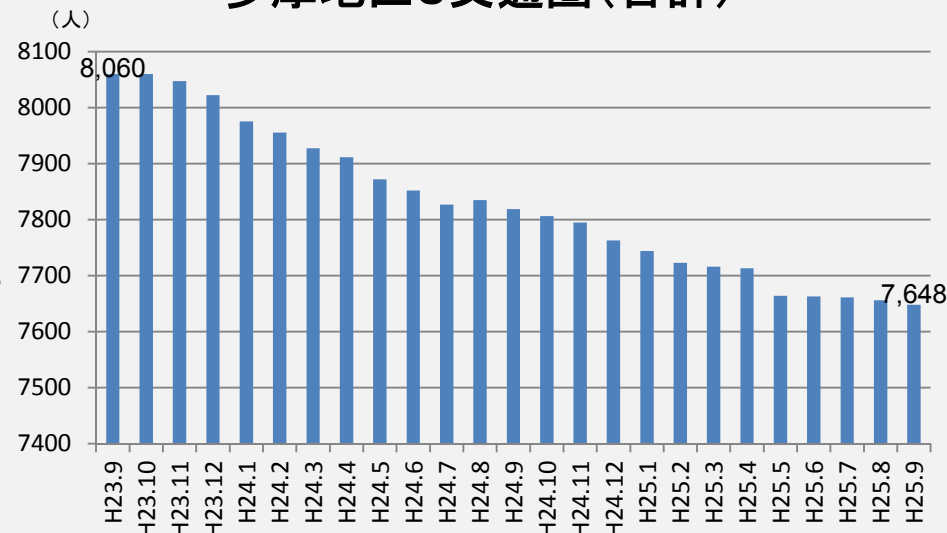
西多摩交通圏



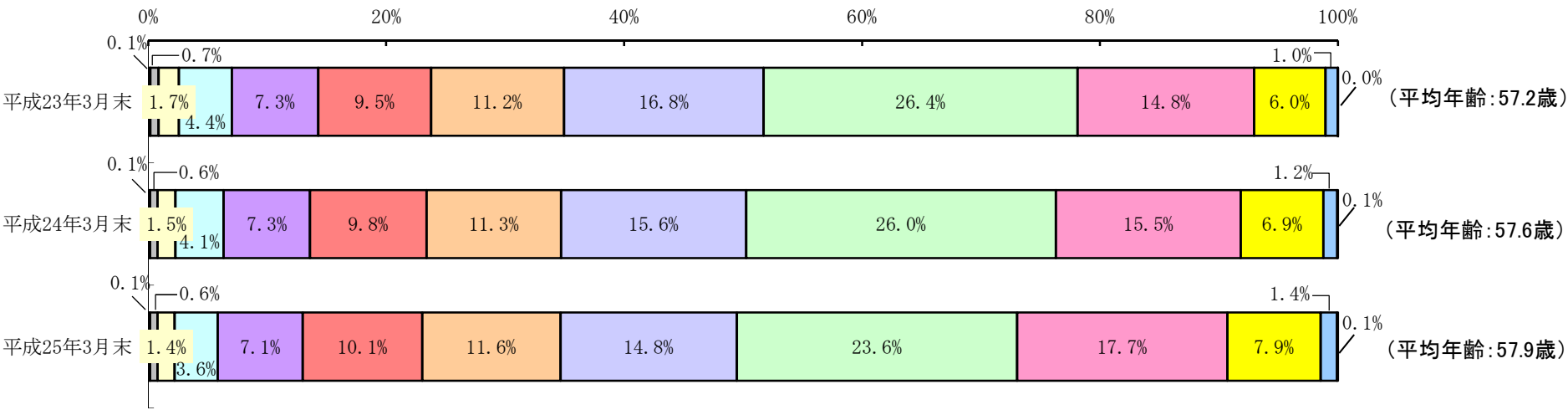
南多摩交通圏



多摩地区3交通圏(合計)



6. 法人タクシー運転者の年齢構成の推移(特別区・武三交通圏)



■25歳未満 ■30歳未満 ■35歳未満 ■40歳未満 ■45歳未満 ■50歳未満 ■55歳未満 ■60歳未満 ■65歳未満 ■70歳未満 ■75歳未満 ■80歳未満 ■85歳未満 ■90歳未満

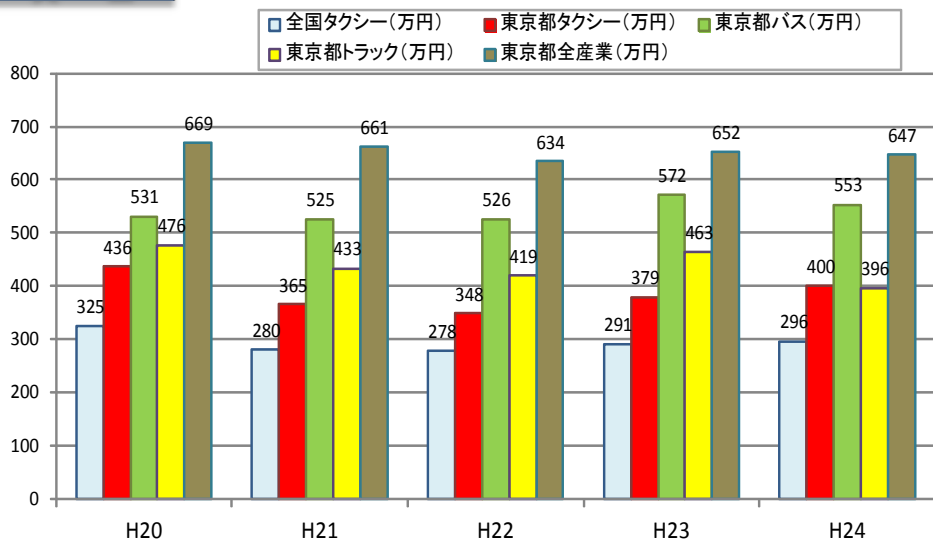
	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満	75歳未満	80歳未満	85歳未満	総数
平成23年3月末	106	500	1,213	3,139	5,146	6,715	7,906	11,875	18,675	10,505	4,238	724	24	70,766
平成24年3月末	92	431	1,006	2,736	4,903	6,611	7,627	10,498	17,564	10,481	4,683	794	34	67,460
平成25年3月末	93	409	942	2,384	4,700	6,614	7,638	9,746	15,497	11,613	5,162	904	55	65,757

	60歳以上	
		割合
平成23年3月末	34,166	48.3%
平成24年3月末	33,556	49.7%
平成25年3月末	33,231	50.5%

資料: 東京タクシーセンター調べ
※運転者証交付者数

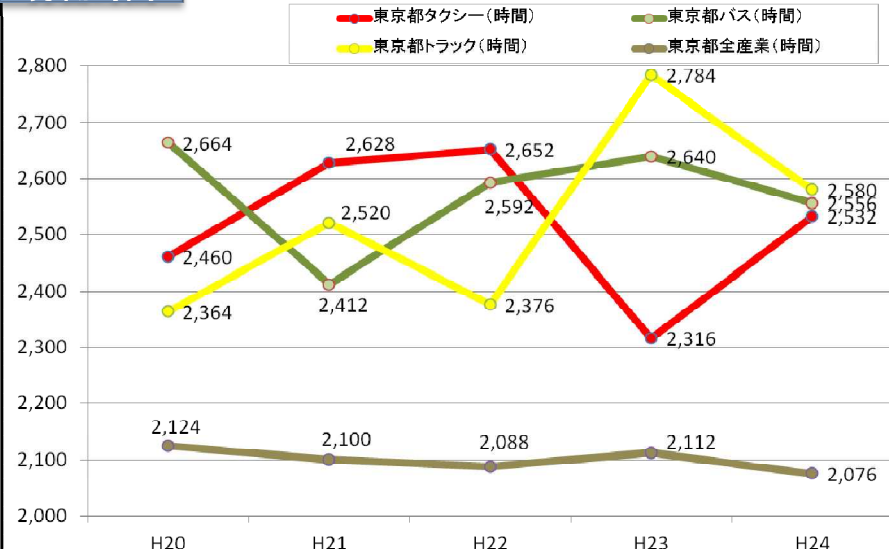
7. タクシー運転者の年間賃金・平均労働時間の推移

賃金



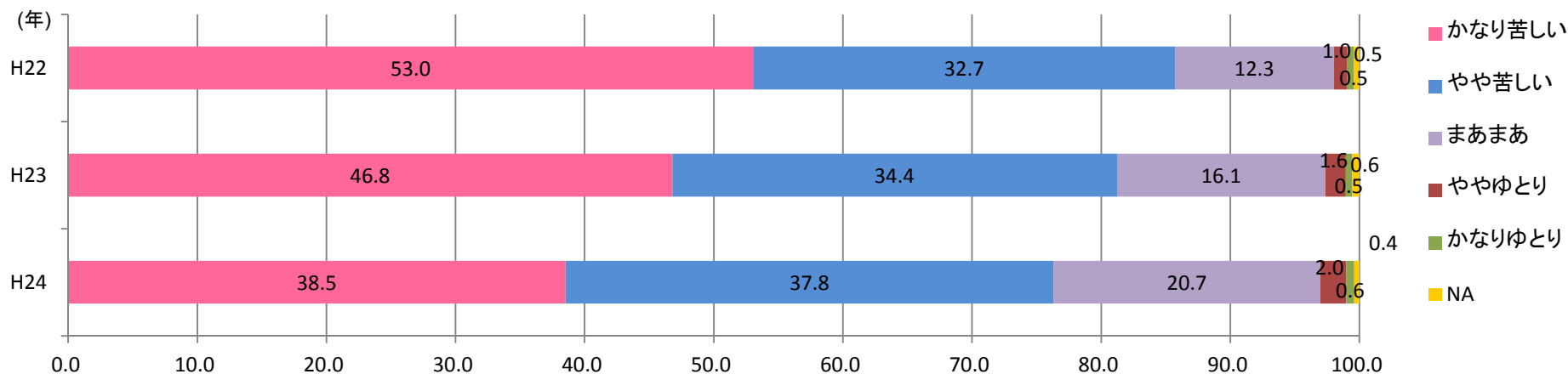
出典: (厚生労働省)賃金構造基本統計調査

労働時間



出典: (厚生労働省)賃金構造基本統計調査

8. タクシー運転者の意識調査結果(生活実態)



資料: 労働組合調べ

Ⅱ. 4.13通達の3巡目調査の状況

2. 4月13日付け通達に基づく調査結果概要

1/2

◎特別区・武三交通圏

平成25年11月21日現在

●東京都特別区・武三交通圏における調査方法としては、調査の対象事業者を、基準車両数からの削減率が20%に達しない事業者とした。

●【1巡目の調査】平成23年4月20日から調査票を送付。5月31日から対面調査を実施し、11月1日に完了。

●【2巡目の調査】平成24年4月20日から調査票を送付。6月15日から対面調査を実施し、11月15日に完了。

●【3巡目の調査】平成25年5月31日から調査票を送付。7月19日から対面調査を実施し、11月11日に完了。

1
巡
目

対象事業者数
134者
地域における減車率
17.7%

51者が追加で減休車を実施
内35者が20%の減休車を達成

35者 減車52両 休車115両 計167両
(20%は未達成であるものの追加で減休車を行った者等)
16者 減車44両 休車 8両 計 52両
総計219両の追加削減

対象事業者数
98者
地域における減車率
18.3%

※1者が譲渡譲受により減少

12者に
監査を実施

2
巡
目

対象事業者数
98者
地域における減車率
18.3%

13者が追加で減休車を実施
内5者が20%の減休車を達成

5者 減車8両 休車17両 計25両
(20%は未達成であるものの追加で減休車を行った者等)
8者 減車12両 休車3両 計15両
総計40両の追加削減

対象事業者数
91者
地域における減車率
18.5%

※2者が譲渡譲受により減少

1者に
監査を実施

3
巡
目

対象事業者数
91者
地域における減車率
18.5%

※3者が9/12付け特定事業計画認定取消しにより増加

5者が追加で減休車を実施
内1者が20%の減休車を達成

1者 減車0両 休車4両 計4両
(20%は未達成であるものの追加で減休車を行った者等)
4者 減車3両 休車6両 計9両
総計13両の追加削減

対象事業者数
91者
地域における減車率
18.5%

※2者が譲渡譲受により減少

◎三多摩交通圏

平成25年11月21日現在

- 調査方法としては、特別区・武三交通圏同様、基準車両数からの削減率が、各地域における適正と考えられる車両数と基準車両数との差の上限となる値に達しない事業者とした(北多摩13%、南多摩7%、西多摩16%)。
- 【1巡目】平成23年10月24日から調査票を送付。12月8日から対面調査を実施し、平成24年2月27日に完了。
- 【2巡目】平成24年12月18日から調査票を送付。平成25年3月18日から対面調査を実施し、平成25年3月21日に完了。
- 【3巡目】平成25年12月中に調査票を送付し、平成26年2月から対面調査開始予定。

1
巡
目

対象事業者数
27者
地域における減車率
北多摩 12.0%
南多摩 7.6%
西多摩 10.0%

21者が追加で減休車を実施
内17者が目標値を達成

17者 減車16両 休車13両 計29両
(未達成であるものの追加で減休車を行った者等)
4者 減車 5両 休車 0両 計 5両
総計34両の追加削減

対象事業者数
10者
地域における減車率
北多摩 13.2%
南多摩 8.0%
西多摩 12.6%

3者に
監査を実施

2
巡
目

対象事業者数
10者
地域における減車率
北多摩 13.2%
南多摩 8.0%
西多摩 12.6%

追加の減休車なし

対象事業者数
10者
地域における減車率
北多摩 13.2%
南多摩 8.0%
西多摩 12.6%

Ⅲ. 再指定後 1 年間の取組みの進捗

今後の取組みの方向性（前回協議会決定事項）

○ 地域計画の目標への主な取組み（特別武三交通圏）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・ 良質なタクシーが選択される環境の整備
（タクシー評価制度及び優良乗り場の検証を踏まえた乗り場の整備・拡充）
- ・ タクシーを選択しうる乗り場の拡大
（公共施設等ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）優先乗り場の設置、公共施設管理者への働きかけ）
- ・ 個人需要の掘り起こしに向けた取組み
（UDタクシーの導入・促進、ユニバーサルドライバー研修受講促進）
- ・ IT等の技術を駆使した配車システムの拡充
（スマホ共通アプリ等の開発・運用等）

②安全性の維持・向上

- ・ 法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入による安全管理体制の構築
（認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講）

③環境問題への貢献

- ・ 環境対応車の積極的な導入
（ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進）

④交通問題・都市問題

- ・車両集中に伴う渋滞解消のための乗り場配車ルールの構築
(ショットガン方式導入・拡大)

⑥観光立国実現に向けての取組

- ・高齢者、外国人旅行者に対する高付加価値のサービスの提供
(観光タクシーとしてのUDタクシーの活用)
- ・高付加価値のサービス提供に係る運転者教育の実施
(観光タクシー認定ドライバーの養成、拡大)

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・付加価値の高いサービスを提供できる運転者に対する社内におけるステータスの確立
(観光タクシー認定運転者、ユニバーサルドライバー研修受講者などに対するステータスの確立、優遇)
- ・福利厚生施設等の拡充
(食事、休憩可能な提携施設等の確保)

今後の取組みの方向性（前回協議会決定事項）

○ 地域計画の目標への主な取組み（多摩地区の各交通圏）

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・ 個人需要の掘り起こしに向けた取組み
（UDタクシーの導入・促進、ユニバーサルドライバー研修受講促進）

②安全性の維持・向上

- ・ 法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入による安全管理体制の構築
（認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講）

③環境問題への貢献

- ・ 環境対応車の積極的な導入
（ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進）

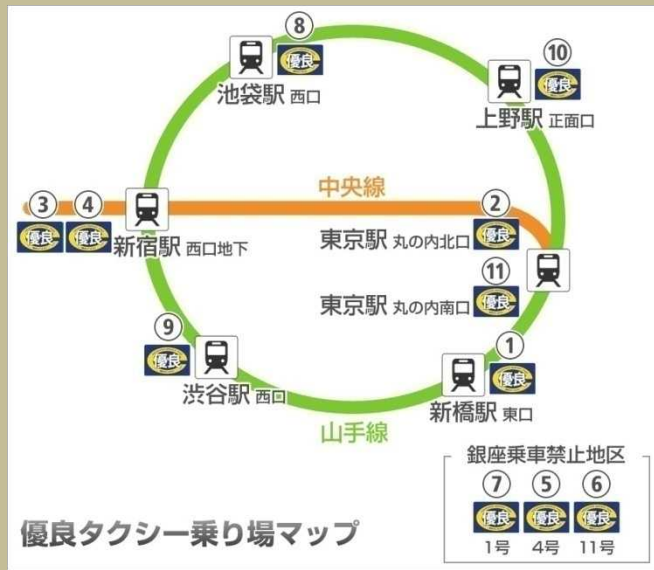
④社会・福祉への貢献への取組み

- ・ サポートCabの運行・拡大
（救命手当の技能保持運転者の拡大）

◇ 優良タクシー乗り場の増設について

《 優良タクシー乗り場設置状況 》

設置場所	開始日
①新橋駅東口前	平成20年3月6日
②東京駅丸の内北口前	平成21年8月5日
③④新宿駅西口地下（JR口）、（京王口）	平成21年8月5日
⑤銀座4号（ニュートーキョー前）	平成21年11月30日
⑥銀座11号（銀座西6丁目）	平成21年11月30日
⑦銀座1号（GINZA9 1号館）	平成22年12月1日
⑧池袋駅西口前	平成22年12月1日
⑨渋谷駅西口前	平成23年2月1日
⑩上野駅正面口	平成23年2月1日
⑪東京駅丸の内南口前	平成24年11月5日



【優良タクシー乗り場への入構可能要件】

【事業者ランク制度】

（公財）東京タクシーセンターの取扱う指導事案及び苦情事案に加えて、利用者の求める情報として接客サービスに関する情報や安全に関する情報を評価対象項目とし、これらを「法令遵守面」「旅客接遇面」「安全管理面」の3面から法人事業者を評価するものです。



【優良運転者表彰】

（公財）東京タクシーセンターの優良運転者表彰は、東京指定地域内（特別区、武蔵野市、三鷹市）のタクシー運転者で、道路運送法等に違反がなく接客態度良好で他の模範となる運転者を表彰するものです。



【マスター（みつ星）】

道路交通法等に違反がなく、高品位のサービスを提供する個人タクシーの最高ブランドとして、有識者により構成されたマスター認定委員会が認定した個人タクシーです。



《 優良タクシー乗り場の増設の検討 》

【優良乗り場の検証の目的】

利用者利便の向上のため、7地区11ヶ所に優良乗り場を設置してきたところ。
さらなる良質な利用者サービスの向上に向けた取り組みのため、導入の経緯及び目的を踏まえ、利用者目線に立った検証を実施。

【検証のとりまとめ】

本年3月に「今後の優良乗り場のあり方」がとりまとめられた。その中で優良乗り場の設置に伴う指針（ガイドライン）が示された。
主なガイドラインは以下のとおり
・作業部会において、事前に候補地を協議
・候補地をタクシー管理運営委員会で審議・決定
・既設の優良乗り場に近接しないこと
・供給不足対策と併せ、既設タクシー乗り場の概ね5%以内とし、主要ターミナルを中心に増設を検討 など

【優良乗り場増設の検討結果】

11月15日に開催されたタクシー乗り場管理運営委員会で、「品川駅高輪口」と「羽田空港国際線乗り場」が新たな優良タクシー乗り場として認められた。
今後の予定としては、平成26年1月中旬～下旬を目処に運用開始を目指す。

さらなる良質な利用者サービスの向上へ

【広告付き上屋タクシー乗り場の整備について】

《経 緯》

タクシー乗り場における壁面付き上屋や、広告物の添加については、道路占用許可（道路管理者）及び道路使用許可（交通管理者）の対象外（バス停留所のみ対象）とされてきたところ。
先般、近年の高齢化社会の進展等に伴い、マイカーを利用できない高齢者等の移動需要の急増により、バス停留所以外の公共交通機関の待合施設（タクシー乗り場含む）においても一定の要件のもとで認められることとなった。

メリット

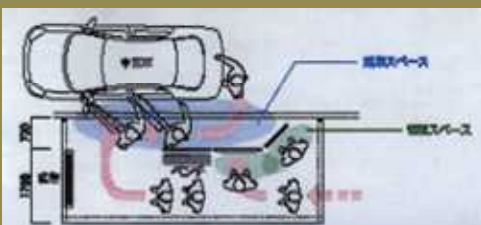
《利用者利便の向上》

- ・屋根壁面の設置により、雨、風、暑さ等が遮られることによる快適性の向上
- ・夜間に照明設備があることによる安心感の向上

《その他》

- ・壁面を利用した公用広報の情報提供 など

〔 広告付き上屋タクシー乗り場の設置イメージ 〕



設置場所
の検討

国道沿線のタクシー乗り場を中心
に青山、銀座周辺地域で
今後検討

【少子高齢化社会への対応】

- UDタクシーの導入状況について
 - ・ 個人需要の掘り起こしに向けた取組みを行いサービスの活性化として UDタクシーの導入・促進を行う。
 - ・ 導入台数(補助ベース)

関東運輸局調べ

	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
23年度実績	2両	13両	—	6両
24年度実績	13両	70両	10両	6両
25年度申請	10両	36両	—	1両

※25年度の数値は25年10月末までの申請件数の数値である。



- バリアフリー対応の教育制度の構築(実施)
 - ・ タクシー運転者、管理者を対象としたユニバーサルドライバー研修の実施

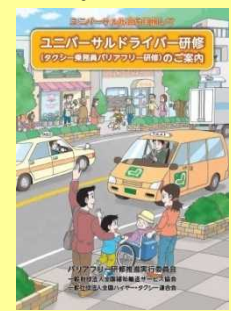
現状

- 平成23年の講習開始より年々受講者が増えており、今後も受講者が増加していくことが期待されている。
- また、研修実施機関も年々増加しており、受講体制が整えられてきている。

・ 受講者数 出典：一般財団法人全国福祉輸送サービス協会

	開催回数 (東京)	受講者数		
		東京	東京以外	合計
23年度	8回	431人	32人	463人
24年度	27回	1,185人	896人	2,081人
25年度	82回	1,895人	1,126人	3,021人
計	117回	3,511人	2,054人	5,565人

※25年度の数値は25年11月12日現在までの数値である。



※ユニバーサルドライバー研修を開発したユニバーサルドライバー研修推進実行委員会は、平成25年1月にバリアフリー化推進功労者として国土交通大臣表彰を受賞。

効果

■ユニバーサルドライバー研修は、一般的な接遇に加えて、高齢者、障害者等のバリアフリー化に対応したカリキュラムが設定されており、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進とともに、タクシー運転者の質の向上に寄与することが期待される。

今後

- 現任運転者の受講のさらなる促進を目指す。

さらに
東京タクシーセンターでは

■ 新任運転者対象の新規講習にユニバーサルドライバー研修の導入を目指している。
導入されれば…年間約 4, 000人 の受講へ(平成24年度受講者数4,027人)

◇ 東京23区・武三地区における「スマートフォン配車アプリ」を活用した共通配車事業の推進について【背景】

- スマートフォンの普及により、従来の無線配車ではなくスマートフォンアプリを利用した簡易な配車サービスが登場。
- 一部タクシー事業者が独自にスマートフォンアプリを提供するほか、国内外の他業種からも参入が相次ぎ、類似のサービスが乱立する状況。
- 現在のアプリ乱立の状況では、利用者の混乱を招くほか、東京都23区内武三地区における空車率の高止まりが懸念される。
- 利用者の配車注文を東京ハイヤー・タクシー協会共通で受け付ける仕組みにより、効果の最大化に期待。
- 共通基盤構築にあたっては、これまで各事業者が投資してきた資産を有効活用することにより、コストや事務負担増加を抑え、従来のタクシー交通流の抜本的な最適化を図る。

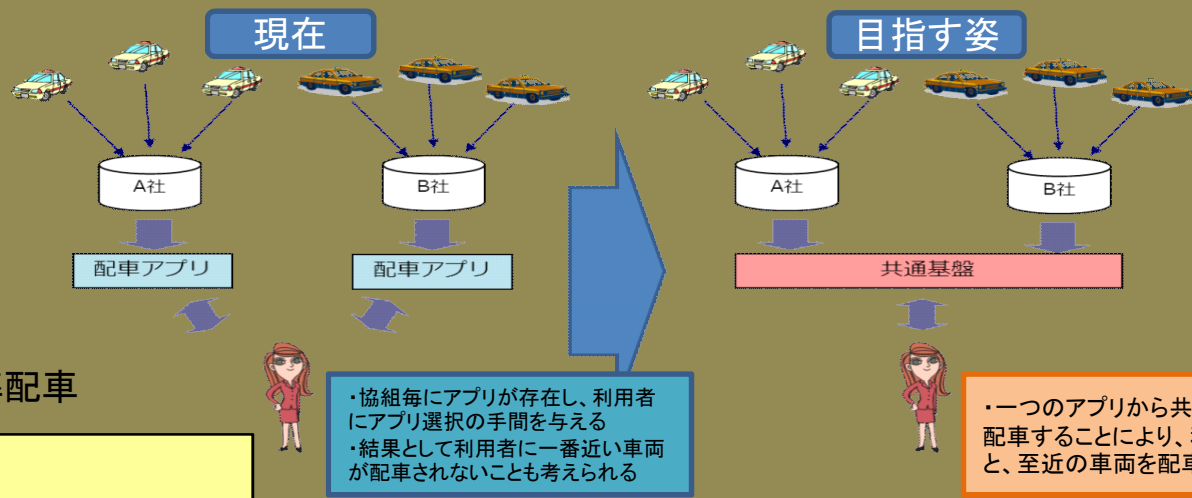


《配車の共通基盤化の目的》

- ・配車機会損失の低減
- ・配車距離の短縮
- ・利用者の利便性向上
- ・空車率の低減、配車最適化
- ・より身近な受付窓口

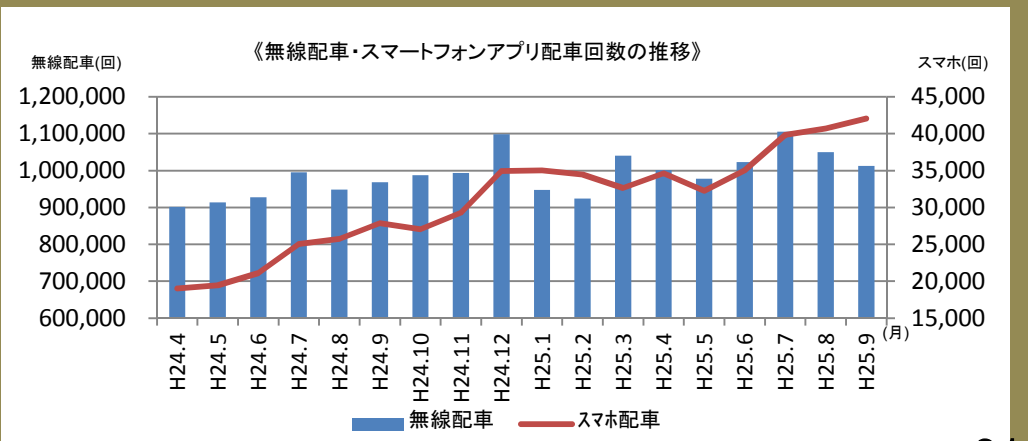
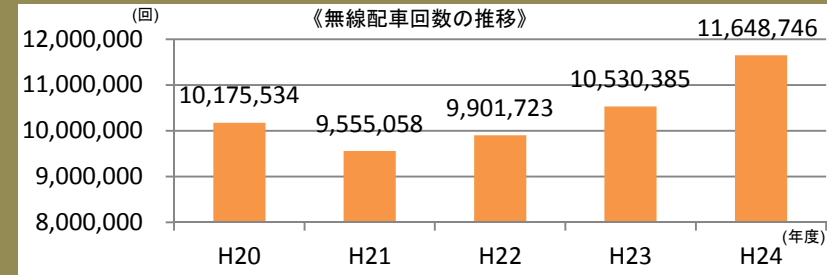
導入により期待される効果

- ・受注増
- ・空車減、効率配車



◇ 今後のスケジュール

- ・2013年12月中旬のサービス開始に向けてシステム開発中。
- ・資源エネルギー庁の「省エネ型ロジスティクス推進事業」からの補助事業として、2014年以降効果を検証。



出典：関東自動車無線協会

◇ 銀座1号乗り場における「ETCを活用した全国初のショットガンシステム」の導入状況について

【対策に至る経緯】

- 銀座乗禁地区1号乗り場においては、客待ちタクシーの集中により、恒常的な渋滞が発生している状況。
- 東京都では都内の渋滞解消を目的とした「ハイパースムーズ作戦」の一環として平成20、22年度の2度に亘り「隔地駐車場を活用したショットガン方式による配車システム」の実証実験を行ったところ、渋滞解消に一定の効果が見られたことから、本格運用に向けた検討を開始。

検討結果

《ショットガンシステム導入前の状況》

銀座1号乗り場を先頭に銀座8丁目交差点から蓬莱橋交差点周辺で約1km(約160台)の客待ち待機が発生(下図の赤ライン)



蓬莱橋交差点【昭和通り】



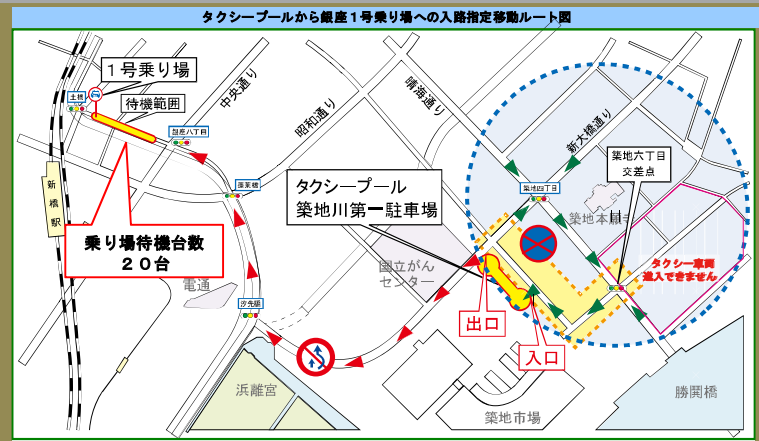
蓬莱橋交差点付近【銀座御門通り】



銀座8丁目交差点付近【中央通り】

《ショットガンシステム導入後の状況》

銀座1号乗り場での客待ち待機列を隔地駐車場に收容し、乗り場での待機台数をETCで管理することにより約1kmにも及んでいた客待ち待機列を解消



銀座8丁目交差点付近



蓬莱橋交差点付近

対策後

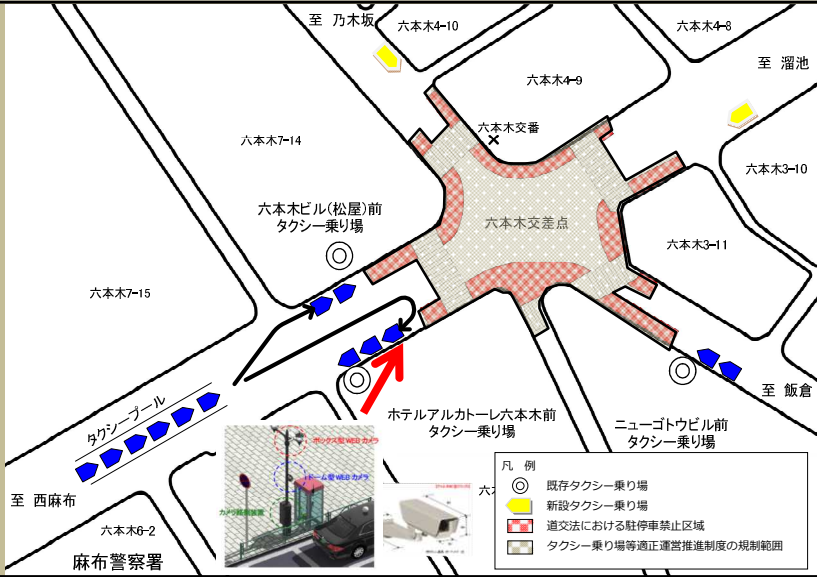
◇六本木交差点周辺における不適正客待ち待機車両の是正対策について

【対策に至る経緯】

- 一昨年8月、六本木地区のタクシーの不適正な営業実態(交差点内での客待ち等)についてテレビ放映がなされた。
- これを受け交通管理者、道路管理者、東京タクシーセンター、業界などの関係者からなる「六本木地区タクシー不適正客待ち待機是正のための検討会(事務局:関東運輸局)」を設置し、対策を検討開始。

検討結果

- 【実施した対策】
- 1) タクシー乗り場の新設(2カ所)
 - 2) 監視カメラを活用したタクシー乗り場等適正運営推進制度(※1)の適用
 - 3) タクシーセンター指導協力員制度(※2)の活用による街頭指導の強化
 - 4) 地元商店街等と連携した利用者向けの乗り場PR など



【利用者向けPRパンフ】

【対策前(六本木交差点)】



【対策後(六本木交差点)】



赤丸内は指導協力員

※1:「タクシー乗り場等適正運営推進制度」とは、タクシーセンターにおいて、銀座を中心とする繁華街等のタクシー乗り場周辺に集中する客待ちタクシーによる渋滞問題解消のため、平成19年10月から導入された制度(業界自主ルール)であり、規制違反の防止・是正策として繰り返し規制違反を行う運転者や、事業者に対し優良運転者表彰からの除外、ランク評価の対象とするなど、規制を強化した制度。六本木地区においては、六本木交差点周辺の範囲を定め、乗り場への入路指定や、範囲内での客待ち禁止などの規制を予定。

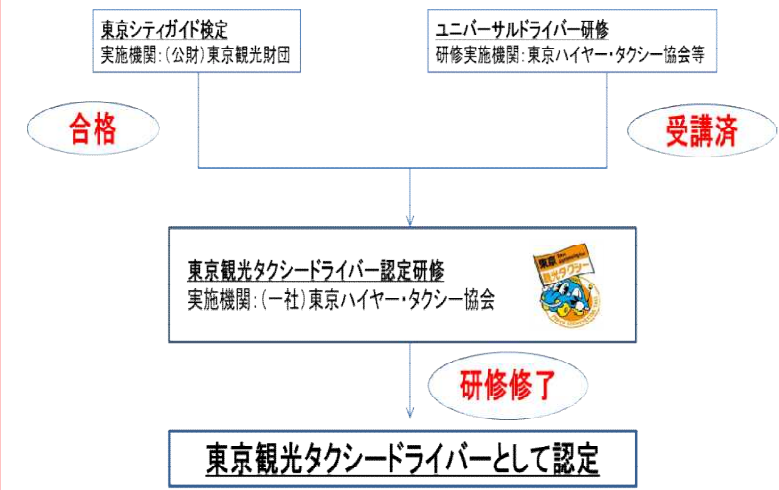
※2:「センター指導協力員制度」とは、タクシー業界からタクシーセンターが実施する街頭指導等に積極的に協力していただける方を指導協力員として委嘱し、街頭指導等を強化するもの。(現在、法人個人業界より659名(10月15日現在)が指導協力員研修を受講済み)

地域計画の目標【⑥観光立国実現に向けての取組】

◇ 東京観光タクシーの取組について

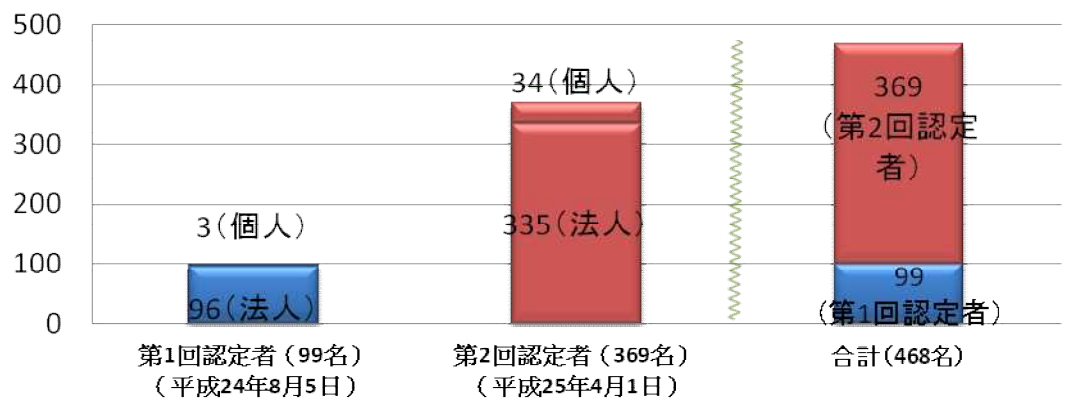
【背景】タクシー活性化策の取組の一つとして、2012年観光に関わる有識者、行政機関、関係団体、タクシー業界等で構成する東京観光タクシー推進協議会を発足し、認定制度を創設。東京観光タクシーは業界の活性化だけでなく、観光資源に寄与していく。

◎認定までの流れ



◎東京観光タクシードライバーの拡大について

下記、グラフの通り昨年度に比べ約4倍程のドライバーを認定し、現在約470名のドライバーが都内にいる。



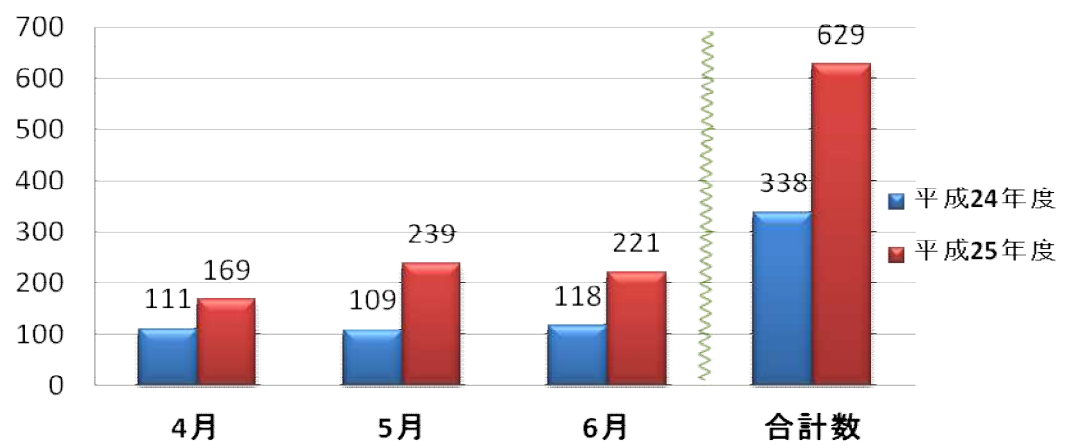
◎課題である駐車場等の現況について

東京観光タクシー営業時にロゴマグネット貼付、認定証提示につき以下の施設に於いて優遇をいただいている。

- ・東京タワー
駐車場、入場料無料(乗務員のみ)
- ・東京スカイツリー
駐車場1時間無料
- ・皇居
皇居初、観光タクシー専用駐車場確保
1回300円 (今までは観光バスのみ)

◎東京観光タクシー 利用件数について

下記、グラフの通り需要は伸びており約2倍の件数を受注している。



注)合計数値は、該当年度の4、5、6月の利用件数の合計値である

IV. その他の取組み

○多摩地区における自治体と連携によるタクシー輸送

◇第68回 国民体育大会、第13回 全国障害者スポーツ大会が都内各地を競技場として開催

○第68回 国民体育大会(H25.9.28～10.8)

開会式:平成25年9月28日 味の素スタジアム 15:30～19:00

都内各地を競技場として開催

閉会式:平成25年10月8日 味の素スタジアム 13:30～15:40

○第13回全国障害者スポーツ大会(H25.10.12～14)

開会式:平成25年10月12日 味の素スタジアム 9:00～11:43

都内各地を競技場として開催

閉会式:平成25年10月14日 味の素スタジアム 16:35～18:09

《タクシーの役割》

平成25年9月28日に東京都調布市の「味の素スタジアム」で国民体育大会総合開会式が行われ、選手約5500人、関係者や開会式出席者あわせて約53500人の方たちを駅から会場へ、会場から駅への輸送を担った。同様に平成25年10月12日に同会場で開かれた全国障害者スポーツ大会でも輸送手段としてタクシーが活躍。(閉会式も同様に対応)また、選手の宿泊施設等から各競技場までの輸送も対応した。

国民体育大会



全国障害者スポーツ大会

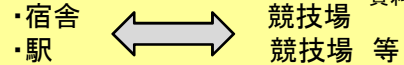


期間中におけるタクシー利用実績

多摩地区の事業者が各自治体と取り決めを行い、選手や関係者等の輸送を担い、開会式から閉会式まで8,994台の稼働実績があり、26,186人の輸送を行った。

市町村	輸送台数(台)	輸送人員(人)
八王子市(サッカー・体操・ゴルフ 等)	5,284	15,400
府中市(卓球 等)	1,564	4,651
町田市(バレーボール・軟式野球 等)	732	2,365
立川市(バスケットボール 等)	464	1,340
多摩市(ハンドボール 等)	459	1,333
その他市町村	491	1,097
計	8,994	26,186

《主な利用経路》



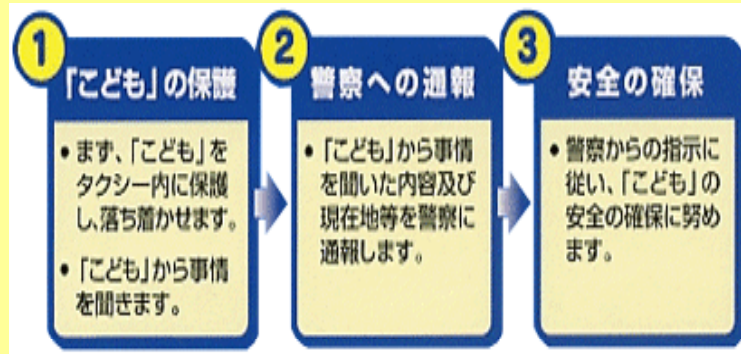
資料:東京ハイヤー・タクシー協会調べ

○タクシー「こども110番」の取組み状況

「こども達」を守るために警視庁及び東京都の協力を経て平成18年4月26日(水)より開始。24時間走りつづけるタクシーの特性を活かし、犯罪に巻き込まれやすい「こども達」の安全を確保することに努めている。

◎活動内容

事件に巻き込まれそうになった「こども」が助けを求めてきた場合、以下のような対処を迅速に行う。お客様がご乗車の際は協力をいただいている。



◎表示方法

「こども達」にわかりやすい目印として左右のリアピラーにステッカーを貼付している。



◎発足当初の取組(模擬訓練及び発車式の様子)

平成18年4月26日、江東区明治小学校にて児童約700名が参加し、模擬訓練及び出発式を実施した。



◎直近の取組(模擬訓練及び出発式の様子)

平成25年10月19日、足立区古千谷小学校にて児童約600名が参加し、模擬訓練及び出発式を実施した。



1. 妊産婦向けのタクシー対応

【特 徴】

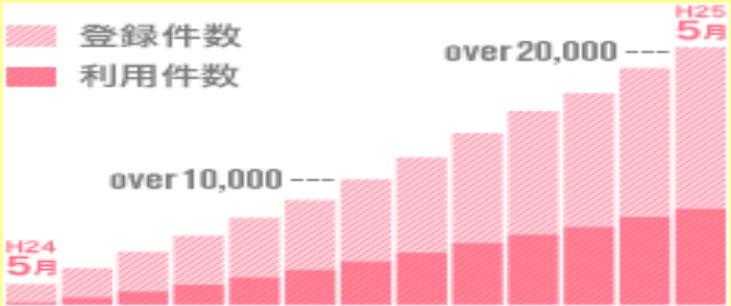
- ・自宅、病院、出産予定日などを事前に登録することにより、陣痛等緊急の時にスムーズな配車が可能、かつ、病院までの道案内が不要
- ・24時間365日オペレーターが対応
- ・万が一の車内での破水に備えて防水シートを常備
- ・「助産師からの研修」等を受講しているドライバーを配車
- ・陣痛時の利用には運賃は後払いで可能





《病院からの声》

- ・出産の不安を抱えている妊婦さんは“一人ではないという安心感”が得られる。
- ・全ての乗務員さんが助産師さんからの研修を受講し、車内に緊急対応マニュアルを常備しているなど、妊婦さん病院にとっても大変心強いサポートである。



2. 子供向けのタクシー対応

【特 徴】

- ・学校・塾・自宅間を“ドアtoドア”でキッズ専属のドライバーで、いつもの顔なじみのドライバーが迎えにあがる
- ・選抜された優秀なドライバーが担当(子育て経験者、保育士、普通救命講習、救急救命法メディック・ファーストエイド等の資格保有者)
- ・「黒塗り車両」を配車
- ・チャイルドシート、ジュニアシートを無料で貸し出し(2台目からは有料)

など



《利用者からの声》

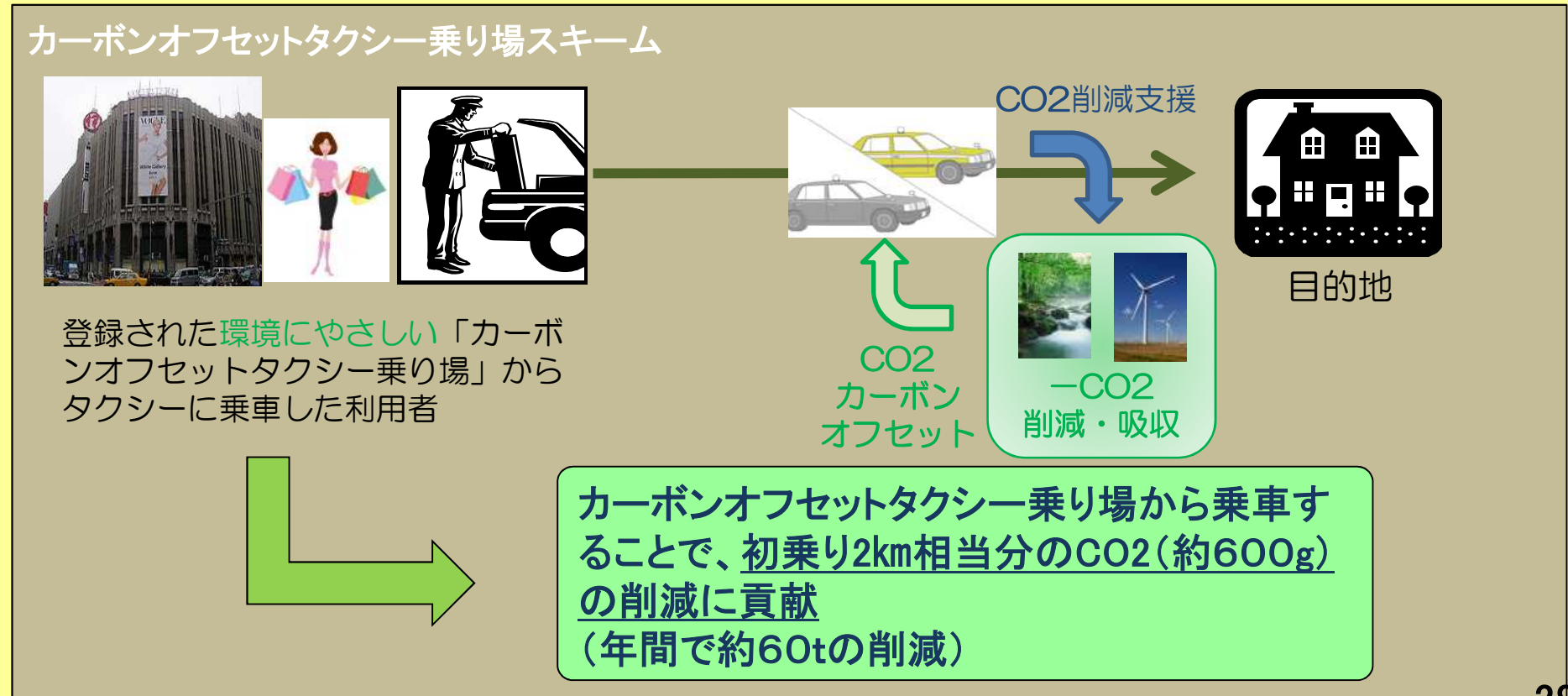
- ・道順、所要時間などを事前に調べてくれて安心して乗車出来ました。
- ・とても安全運転で安心して乗れました。
- ・選ばれた優秀なドライバーなので安心して子供を預けられます。

など

3. 環境配慮型タクシー乗り場

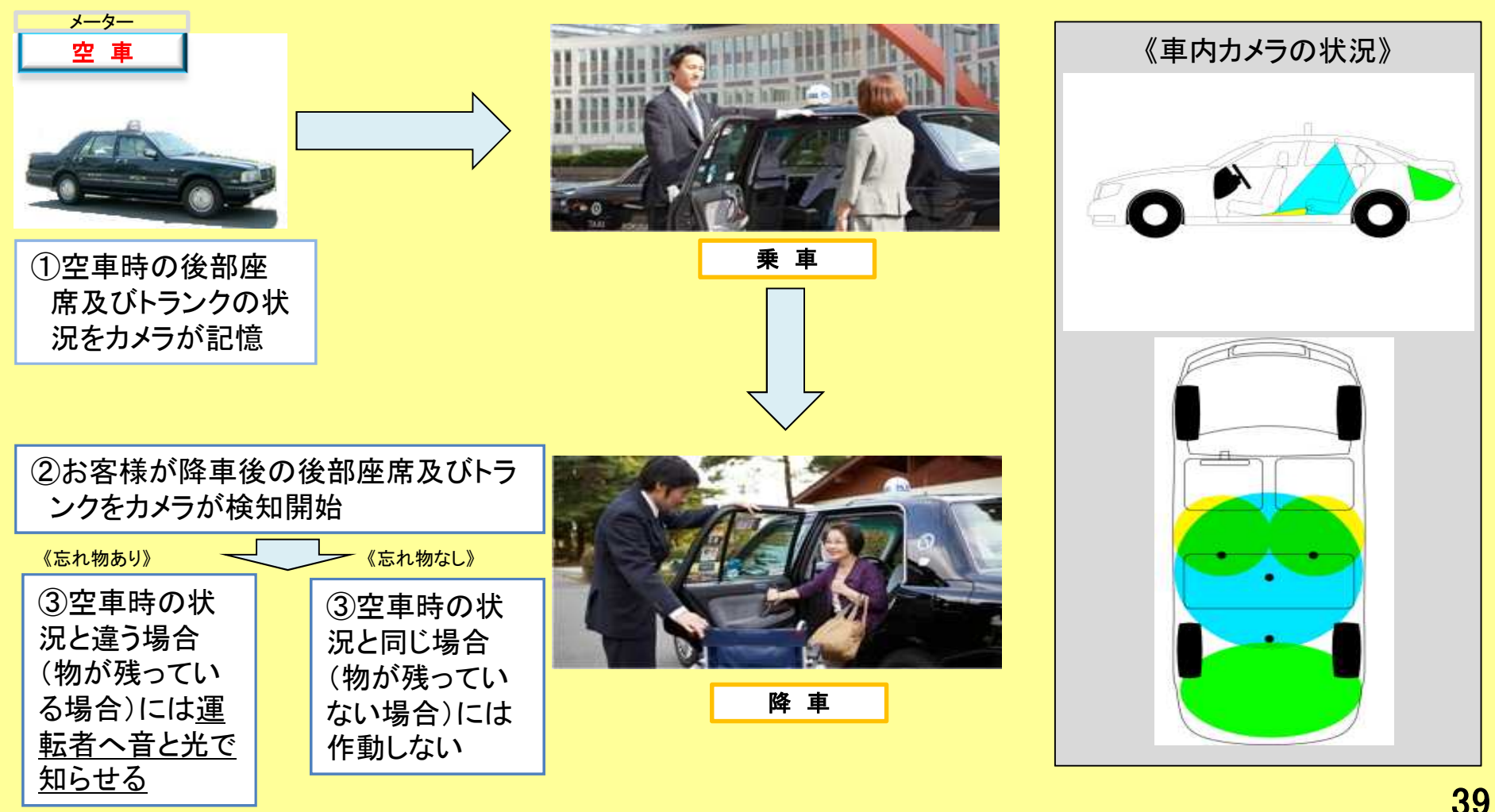
「環境配慮型のタクシー乗り場」とは、交通エコロジー・モビリティ財団より「交通・観光カーボンオフセット支援システムモデル事業」の認定を受け、ある乗り場をカーボンオフセットタクシー乗り場として登録することで、その乗り場から乗車した利用者が「初乗り2km相当分のCO2(約600g)」の削減に協力することになる乗り場です。

「カーボンオフセット」とは、排出しているCO2を、別の場所で行われている風力発電やバイオマス発電といったCO2排出量削減プロジェクトに協力することで、タクシーが排出したCO2と同等量のCO2を削減し、地球上のCO2量のバランスを保つ仕組みのことです。



4. お客様降車後の車両内忘れ物検知システムの導入【来春導入予定】

- ・車内に取り付けられたカメラ(後部座席3台、トランク1台)により、空車時の状況を記憶する。
 - ・お客様が降車された後に、4台のカメラが検知し、空車時の状況と違う場合(後部座席やトランクに荷物が残っていた場合等)に運転者へ音と光で知らせるシステムを導入予定。
- ※空車時の状況を記録することにより降車時の状況と突合することで忘れ物の感知が可能。

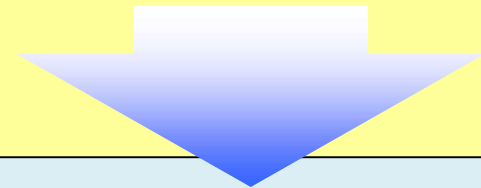


○2020年オリンピック・パラリンピック東京開催決定を受けたタクシー業界の取組み

○2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定を受けて、9月18日に一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会会長が声明を発表。

○開催までの7年間、協会として既に取り組んでいる①～③に加え、④を主な柱として更なる充実を図り、オリンピック・パラリンピック成功の一助となるよう業界を挙げて取り組むこととしている。

- ①空港と都内各エリア間に、わかりやすい運賃を設定した「羽田(成田)定額運賃制度」
- ②高齢者や車椅子利用者のとって乗降しやすい「UDタクシー」の導入
- ③東京観光タクシードライバー認定乗務員による「観光タクシー」の運行
- ④ITを活用した多言語案内システムの開発



IOC総会の最終プレゼンテーションにおいて「東京のタクシーは世界一」の評価を受けているとの紹介がされました。

今後、国内外の人々に東京のタクシーが世界一であるという評価を確認していただけるよう、タクシー業界を挙げて、更なるサービス向上に取り組む。

9. 18声明

このたびの、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことにつきましては、大変喜ばしいことであり東京招致実現に向け努力された招致関係者の皆様には深い謝意を表したいと思っております。

2020年の東京開催は、東日本大震災被災地の復興活動にも弾みがつき日本にさらなる明るさをもたらすものと思われまます。

ハイヤー・タクシー業界としても、オリンピック・パラリンピック開催期間中はもとより開催までの7年間、東京が注目されていく中で様々なシーンで公共交通機関の一員として、他の交通機関とは違った輸送を担うことで使命を果たすことへの大きな期待と責任を感じております。

また、今回のIOC総会での招致アンバサダーの滝川クリステルさんの最終プレゼンテーションで、日本人のきめ細やかな「おもてなしの心」がアピールされ、その一例でタクシーの運転手の親切さが世界1位評価を受けているとの紹介がありました。

この評価は、世界を旅する人々が各国の都市と比較して東京のタクシーに対し高い得点を与えたことによるものです。今後訪れる世界中の方々や、もちろん日本の皆様に対しても、評価を裏切ることの無いよう乗務員一人一人のまさに「おもてなしの心」を高めていくよう努力してまいります。

1964年開催の東京オリンピックの際には、「日本のタクシードライバーはまったく献身的だった」との評価で、オリンピック組織委員会から当協会に対し感謝状が贈られた名誉ある事実が残っております。

開催まで7年間、東京ハイヤー・タクシー協会として既に取り組んでいる①空港と都内各エリア間に、わかりやすい運賃を設定した「羽田(成田)空港定額運賃制度」②高齢者の方や車椅子ご利用の方にとっても乗降しやすい「UDタクシー」の導入、この車両に乗務する乗務員やそれ以外の多くの乗務員に対しても利用者接遇向上のための「UD研修」の実施③東京観光タクシードライバー認定乗務員による「観光タクシー」の運行に加え、ITを活用した多言語案内システムの開発等を主な柱とし、更なる充実を図り、2020年東京オリンピック・パラリンピック成功の一助となりますよう、業界を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

なにとぞ、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
会 長 富 田 昌 孝

○世界の旅行者による「東京のタクシー」に対する評価について

○トリップアドバイザーの「旅行者による世界の都市調査」における主な結果
10項目の調査結果の内、東京のタクシーに関連した項目「タクシー運転者の親切さ」、「タクシーのサービス」、「公共交通」の3項目すべてにおいて、1位の評価を受けました。
また、東京は、「街の清潔さ」、「安全」の項目でも1位の評価を受け、10項目の平均評価でも40都市中の1位の評価となりました。

※調査方法
2012年に世界の主要40都市に訪問し、トリップアドバイザーに口コミを投稿した7万5000人の旅行者を対象に、10項目の質問に対して、その都市の体験をもとに0～10点のスコアで評価してもらうもの。

○項目ごとの調査結果

◆10項目の平均評価		◇タクシー運転者の親切さ		◇タクシーのサービス	
1 東京	7.92	1 東京	7.71	1 東京	8.18
2 シンガポール	7.73	2 カンクン(メキシコ)	7.69	2 シンガポール	8.12
3 ミュンヘン	7.56	3 シンガポール	7.58	3 ドバイ	7.84
4 ウィーン	7.48	4 プンタ カーナ	7.46	4 ダブリン	7.70
5 スtockホルム	7.46	5 ダブリン	7.45	5 ロンドン	7.61
◇街の清潔さ		◇公共交通機関		◇安全	
1 東京	9.31	1 東京	9.33	1 東京	9.51
2 シンガポール	9.22	2 チューリッヒ	9.20	2 シンガポール	9.33
3 チューリッヒ	8.91	3 ミュンヘン	8.97	3 ドブロボニク	9.16
4 ウィーン	8.70	4 ウィーン	8.93	4 チューリッヒ	9.12
5 スtockホルム	8.66	5 シンガポール	8.84	5 ウィーン	9.04

タクシー適正化・活性化法等の一部改正

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化 に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の提出の背景・目的

＜平成25年11月6日 衆議院国土交通委員会 法案提出者発言＞

平成13年に、それまで新規参入、増車について需給調整をやっておりましたけれども、13年に実質の規制を緩和して、自由にいたしました。ただ、その結果、地域によりまして著しく供給過剰が発生するという状況が出てまいりました。その弊害も出てまいりましたので、平成21年に、地域によって一時的に期間を限定して減車ができるようにという枠組みをつくりました。しかし、その結果、多少改善をいたしましたけれども、自主的に減車をするということでありましたものですから、協力をしない、自主減車に応じないということも出て、なかなか、減車というものが必ずしも思うように進んでいないということも議論されてまいりました。

その結果として、今度の法案では、地域によりまして供給過剰の著しく進んだところでは、全事業者が一致して減車ができるような枠組みを盛り込んだところでもあります。

タクシーの業界の特色として、需要が減ってまいりますと、どうしても増車をして供給を増やすということが起こりがちであります。その結果として、運転者の賃金が下がっていく、歩合制を背景としておりますので、運転者の賃金が下がって労働条件が悪化する。その結果として、一番肝心なことでありますけれども、本来、利用者が守られるべき利益、つまり輸送の安全を損ないかねないという問題が発生してまいりました。

タクシーというのは、公共交通の一環であります。この状況を我々三党としてなるべく早く解消していきたいというのが、最大の今回の目的であります。

改正タクシー適正化・活性化法等の制度変更のポイント

特 措 法

原
則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特 定 地 域 （ 大 臣 指 定 ）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間 3 年



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

タ ク 特 法

全国

指定地域
(政令で指定)

特定指定地域
(政令で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

道 路 運 送 法

旧

新

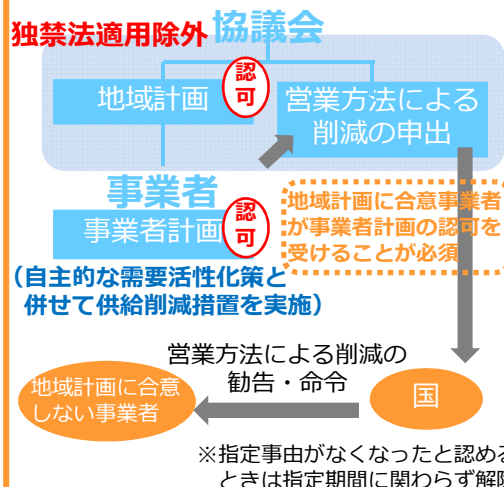
原
則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3 年



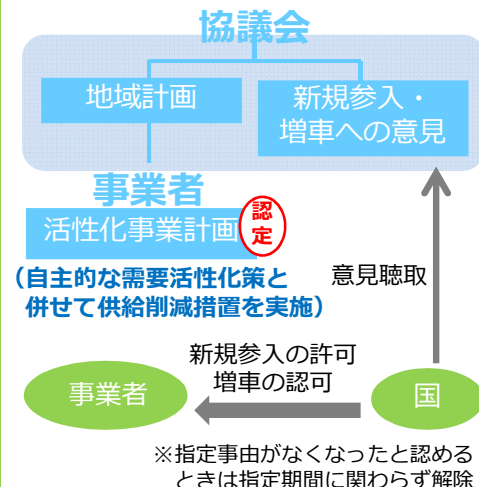
※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

※新協議会においては、運輸局長は構成員から除外されている。

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増 車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間 3 年



※指定事由がなくなつたと認めるときは指定期間に関わらず解除

全国

指定地域
(告示で指定)

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔講習〕

登録制
〔試験〕

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

法施行スケジュールの例

平成25年			平成26年			
1 1月	1 2月	1月	2月	3月	4月	
地域指定	下旬	下旬	新特措法の準特定地域			1日
	特措法等の一部改正法成立	特措法・道路運送法改正法施行	特定地域指定への運輸審議会諮問			消費税率改定（5%↓8%）
公定幅運賃	政令・省令・処分基準等パブリックコメント		協議会発足	1日	1日	幅運賃適用
			協議会への意見聴取 地域指定をしたとき（変更をしようとするとき）は、1ヶ月以内に意見聴取を実施	1ヶ月後の幅運賃公表	運賃の届出 事業者は4月1日から適用開始する運賃を国土交通大臣（地方運輸局長）に届出	
			物価問題に関する関係閣僚会議への付議 東京都特別区に係る運賃（ハイヤー・福祉を除く。）			
			消費者庁協議 人口50万人以上の都市に係る運賃（ハイヤー・福祉を除く。）			

法施行スケジュールの例

平成26年		平成27年			
		7月	8月	9月	10月
地域指定	新特措法の準特定地域				1日
	運輸審議会問	新特措法の特定地域			
公定幅運賃				1日	1日
		協議会への意見聴取 地域指定をしたとき（変更をしようとするとき）は、2ヶ月以内に意見聴取を実施		1ヶ月後の幅運賃公表	幅運賃適用
		物価問題に関する 関係閣僚会議への付議 東京都特別区に係る運賃 （ハイヤー・福祉を除く。）		運賃の届出 事業者は10月1日から適用開始する運賃を国土交通大臣（地方運輸局長）に届出	消費税率改定（8%↓10%）
		消費者庁協議 人口50万人以上の都市に係る運賃 （ハイヤー・福祉を除く。）			消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）
					消費税率改定（8%↓10%）